

このように客観的な指標の報告を受けていない状況で、大阪市として各委託事業者の業務運営を評価することは困難と思われる。また、大阪市としてどのような項目について、どのような尺度を用いて評価するのか、その点が明確でなければ報告を受けるべき項目も定まらないといえる。

そのため、福祉局は、委託事業者の業務について、どのような項目についてどのような尺度で評価をするのかその基準を明確に定めた上で、これに適合するような報告を受けられたい。

8 No.8 スクールカウンセラーの活用

事業名	スクールカウンセラーの活用
事業概要	中学校に配置しているスクールカウンセラーが校区内のこどもやその保護者、教職員の相談に応じる。また、年々増加している相談に対応するため、小学校への派遣も推進する。市立の高等学校においては、生徒の進路や学習等に関する様々な悩みに関する相談体制の充実、中退防止・進路意識向上のため、スクールカウンセラーを全校に配置する。
担当	こども青少年局、教育委員会事務局
関連する計画指標	4,5,6,9,11,12,14,15,19,20,21
事業目標指標	年間相談回数が年間相談可能回数の約80%かつ、小中学校の管理職が解決・改善に向かったと評価した事案の割合が相談件数の45%を目標とする。

<事業目標指標の推移>

年度	H30	R1	R2	R3	R4
年間相談回数（年間相談可能回数の80%）	37,640 回	37,470 回	38,458 回	44,848 回	45,143 回
管理職が解決改善に向かったと評価した事案の割合（相談件数の45%）	46.7%	48.7%	56.8%	58.2%	41.6%
		達成	達成	達成	未達成

（各年度の大阪市こどもの貧困対策推進計画評価書より抜粋）

【意見 4 5】（PDCAの視点）

こども青少年局及び各区は、スクールカウンセラーの年間相談件数が相談可能回数を大きく上回る区について、スクールカウンセラーの拡充等の対策の要否を検討されたい。

また、こども青少年局は、令和 4 年度に小中学校の管理職が改善・解決に向かったと評価した事案の割合が大きく減少した理由を調査・分析し、有効な対策を検討・実施されたい。

各区においても、特に小中学校の管理職が改善・解決に向かったと評価した事案の割合が低い区や、令和 4 年度に小中学校の管理職が解決・改善に向かったと評価した事案の件数が減少した区においては、その理由を調査・分析し、有効な対策を検討・実施されたい。

（理由）

- (1) 大阪市では、いじめや不登校等の問題解決のために、平成 8 年度からスクールカウンセラー事業を始めており、平成 9 年度には 24 行政区に各 1 校、平成 13 年度からは文部科学省の補助事業として 49 校にスクールカウンセラーの配置を拡充し、平成 21 年度には大阪市の全中学校に配置した。また、小学校から中学校へ進学する時期に不登校が急増することや、中学校での相談が 1 日の相談可能件数を超えることが課題となり、平成 22 年度からは一部の中学校において週 2 日の配置とし、うち 1 日は校区の小学校への派遣を実施している。平成 29 年度には 63 人、平成 30 年度には 71 人、令和元年度は 79 人、令和 2 年度は 83 人、令和 3 年度は 102 人の小学校派遣スクールカウンセラーを配置し、令和 4 年度に全市立小学校への配置が完了した。

予算事業別調書によれば、事業費の推移は、以下のとおりである（単位：千円）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
予算	221,891	226,307	262,035	280,765	361,035
決算	205,868	209,376	221,109	239,573	361,035 (見込)

- (2) スクールカウンセラー事業は、心理にかかる専門的知識を持つカウンセラーが、こどもやその保護者、教職員の相談に対応し、様々な問題の改善・解決が期待される事業であり、年間相談件数は年々増加している。

大阪市は、相談件数の増加に対応すべく、スクールカウンセラーを増員し、相談可能回数を増やしているが、区によっては、相談枠の充足率（年間相談回数/年間相談可能回数）が 150%を超えている区もある。

各区の相談可能回数は、1 人のスクールカウンセラーが 1 日（6 時間勤務）で対応できる相談回数を 4.5 回、年間（35 日勤務）で 157 回として、各区のカウンセラー人数×157 回で算定している（令和 3 年度以前の小学校のスクールカウンセラーは、中学校に出勤した上で、当該中学校区内の小学校に出張する形態をとっていたため、中学校から小学校に移動する時間を考慮して 1 日 4 回、年間 140 回で算定）。このため、相談枠の充足率から直ちにスクールカウンセラーの拡充の必要性を判断できるものではないが、相談件数の増加によって、年間相談回数が相談可能回数を大きく上回る区については、スクールカウンセラーの拡充も含めた対策の要否を検討する必要がある。

年間相談回数					
	H30	R1	R2	R3	R4
北区	1,046	1,511	1,306	1,536	1,898
都島区	2,828	2,162	2,099	2,310	2,626
福島区	1,139	1,277	1,415	1,639	1,832
此花区	909	937	838	877	1,040
中央区	965	986	1,156	1,367	1,234
西区	1,220	1,001	1,204	1,452	1,147
港区	1,180	1,460	1,445	1,694	1,084
大正区	1,512	1,315	1,321	1,493	1,763
天王寺区	1,425	1,570	1,780	2,530	1,311
浪速区	650	640	555	817	1,348
西淀川区	1,551	1,531	1,428	1,285	1,447
淀川区	2,424	2,076	2,380	2,762	2,831
東淀川区	2,119	2,059	1,756	2,477	2,053
東成区	1,004	1,011	1,081	1,322	1,227
生野区	2,251	2,599	2,841	3,726	3,911
旭区	994	1,163	1,022	1,164	1,157
城東区	1,280	1,332	1,686	1,847	2,699
鶴見区	1,174	1,292	1,508	1,645	1,570
阿倍野区	1,083	1,210	1,157	1,280	1,556
住之江区	2,231	2,174	2,183	2,268	2,257
住吉区	1,682	1,927	2,099	2,265	2,888
東住吉区	1,919	1,791	1,675	2,132	2,011
平野区	3,198	2,804	2,678	3,204	2,734
西成区	1,460	1,405	1,437	1,508	1,209
郊外校	396	237	408	248	310
計	37,640	37,470	38,458	44,848	45,143

相談可能回数					
	H30	R1	R2	R3	R4
北区	1,065	1,065	1,065	1,065	1,256
都島区	1,485	1,485	1,485	1,485	1,727
福島区	1,031	1,031	1,031	1,031	1,256
此花区	768	768	768	768	785
中央区	611	611	611	611	785
西区	1,031	1,031	1,031	1,031	1,256
港区	1,065	1,205	1,205	1,205	1,413
大正区	1,048	1,048	1,328	1,328	1,570
天王寺区	891	891	1,451	1,591	1,884
浪速区	611	611	611	751	942
西淀川区	1,188	1,188	1,188	1,188	1,413
淀川区	1,782	1,782	2,062	2,202	2,512
東淀川区	1,676	1,676	1,676	1,956	2,198
東成区	908	908	908	908	1,099
生野区	1,833	2,304	2,444	3,144	4,082
旭区	768	908	908	908	1,099
城東区	1,222	1,222	1,362	1,782	2,512
鶴見区	1,065	1,065	1,065	1,065	1,256
阿倍野区	1,065	1,065	1,065	1,065	1,256
住之江区	1,939	1,939	1,939	1,939	2,198
住吉区	1,816	1,816	1,816	1,816	2,041
東住吉区	1,379	1,379	1,379	2,079	2,198
平野区	2,567	2,567	2,567	2,567	2,826
西成区	1,222	1,222	1,222	1,362	1,570
郊外校	314	314	314	314	314
計	30,350	31,101	32,501	35,161	41,448

相談枠充足率					
	H30	R1	R2	R3	R4
北区	98.2%	141.9%	122.6%	144.2%	151.1%
都島区	190.4%	145.6%	141.3%	155.6%	152.1%
福島区	110.5%	123.9%	137.2%	159.0%	145.9%
此花区	118.4%	122.0%	109.1%	114.2%	132.5%
中央区	157.9%	161.4%	189.2%	223.7%	157.2%
西区	118.3%	97.1%	116.8%	140.8%	91.3%
港区	110.8%	121.2%	119.9%	140.6%	76.7%
大正区	144.3%	125.5%	99.5%	112.4%	112.3%
天王寺区	159.9%	176.2%	122.7%	159.0%	69.6%
浪速区	106.4%	104.7%	90.8%	108.8%	143.1%
西淀川区	130.6%	128.9%	120.2%	108.2%	102.4%
淀川区	136.0%	116.5%	115.4%	125.4%	112.7%
東淀川区	126.4%	122.9%	104.8%	126.6%	93.4%
東成区	110.6%	111.3%	119.1%	145.6%	111.6%
生野区	122.8%	112.8%	116.2%	118.5%	95.8%
旭区	129.4%	128.1%	112.6%	128.2%	105.3%
城東区	104.7%	109.0%	123.8%	103.6%	107.4%
鶴見区	110.2%	121.3%	141.6%	154.5%	125.0%
阿倍野区	101.7%	113.6%	108.6%	120.2%	123.9%
住之江区	115.1%	112.1%	112.6%	117.0%	102.7%
住吉区	92.6%	106.1%	115.6%	124.7%	141.5%
東住吉区	139.2%	129.9%	121.5%	102.5%	91.5%
平野区	124.6%	109.2%	104.3%	124.8%	96.7%
西成区	119.5%	115.0%	117.6%	110.7%	77.0%
郊外校	126.1%	75.5%	129.9%	79.0%	98.7%
計	124.0%	120.5%	118.3%	127.6%	108.9%

- (3) また、もう1つの事業目標指標である、小中学校の管理職が解決・改善に向かったと評価した事案の割合は、大阪市全体では令和3年度までは徐々に増加していたが、令和4年度に大きく低下し、前年度と比べて16.6%も低下している。

下表によれば、小中学校の管理職が解決・改善に向かったと評価した事案の件数（解決改善件数）は、令和3年度の3,354件から令和4年度は3,798件へと13%増加している。これは、令和4年度から、ヤングケアラーの課題に対処すべく、報酬単価を増額し、さらなる相談スキルを持ったスクールカウンセラーを確保して課題解決にあたっていることや、配置数増加の効果によるものと思われる。

にも関わらず、相談件数が令和3年度の5,765件から令和4年度の9,133件へと58%も大きく増加したことによって、小中学校の管理職が解決・改善に向かったと評価した事案の割合が16.6%も低下する結果となっており、このことから、人員配置拡充の必要性が裏付けられる。

相談件数					
	H30	R1	R2	R3	R4
北区	148	135	192	190	475
都島区	298	309	271	286	427
福島区	195	192	215	243	316
此花区	85	122	150	146	290
中央区	76	84	108	114	164
西区	176	181	184	222	267
港区	208	289	278	274	241
大正区	270	253	245	197	278
天王寺区	220	214	227	320	311
浪速区	103	88	73	136	217
西淀川区	200	180	209	209	305
淀川区	345	357	405	382	480
東淀川区	237	255	285	323	490
東成区	93	141	134	134	201
生野区	343	357	344	364	794
旭区	173	122	151	143	476
城東区	199	276	241	298	421
鶴見区	147	184	182	187	344
阿倍野区	159	159	190	209	381
住之江区	337	328	299	244	406
住吉区	232	279	270	288	313
東住吉区	205	244	215	285	397
平野区	405	343	341	322	710
西成区	155	152	217	214	342
郊外校	57	45	51	35	87
計	5,066	5,289	5,477	5,765	9,133

解決改善件数					
	H30	R1	R2	R3	R4
北区	93	115	98	78	164
都島区	118	101	138	158	167
福島区	72	61	130	149	126
此花区	40	69	43	57	71
中央区	42	50	66	70	53
西区	89	82	144	159	118
港区	100	130	178	170	96
大正区	81	59	180	140	68
天王寺区	94	106	117	179	206
浪速区	64	40	57	95	88
西淀川区	138	120	127	101	100
淀川区	178	191	222	277	197
東淀川区	119	110	148	171	189
東成区	33	52	67	64	68
生野区	131	132	157	207	398
旭区	69	70	70	84	221
城東区	90	102	161	150	170
鶴見区	73	88	133	135	172
阿倍野区	73	79	95	71	186
住之江区	131	244	163	134	171
住吉区	128	186	219	203	117
東住吉区	79	92	106	180	196
平野区	198	197	186	202	320
西成区	112	97	114	115	113
郊外校	19	2	0	5	23
計	2,364	2,575	3,109	3,354	3,798

解決改善割合					
	H30	R1	R2	R3	R4
北区	62.8%	85.2%	51.0%	41.1%	34.5%
都島区	39.6%	32.7%	50.9%	55.2%	39.1%
福島区	36.9%	31.8%	60.5%	61.3%	39.9%
此花区	47.1%	56.6%	28.7%	39.0%	24.5%
中央区	55.3%	59.5%	61.1%	61.4%	32.3%
西区	50.6%	45.3%	78.3%	71.6%	44.2%
港区	48.1%	45.0%	64.0%	62.0%	39.8%
大正区	30.0%	23.3%	73.5%	71.1%	24.5%
天王寺区	42.7%	49.5%	51.5%	55.9%	66.2%
浪速区	62.1%	45.5%	78.1%	69.9%	40.6%
西淀川区	69.0%	66.7%	60.8%	48.3%	32.8%
淀川区	51.6%	53.5%	54.8%	72.5%	41.0%
東淀川区	50.2%	43.1%	51.9%	52.9%	38.6%
東成区	35.5%	36.9%	50.0%	47.8%	33.8%
生野区	38.2%	37.0%	45.6%	56.9%	50.1%
旭区	39.9%	57.4%	46.4%	58.7%	46.4%
城東区	45.2%	37.0%	66.8%	50.3%	40.4%
鶴見区	49.7%	47.8%	73.1%	72.2%	50.0%
阿倍野区	45.9%	49.7%	44.7%	34.0%	48.8%
住之江区	38.9%	74.4%	54.5%	54.9%	42.1%
住吉区	55.2%	66.7%	81.1%	70.5%	37.4%
東住吉区	38.5%	37.4%	49.3%	63.2%	49.4%
平野区	48.9%	57.4%	54.5%	62.7%	45.1%
西成区	72.3%	63.8%	52.5%	53.7%	33.0%
郊外校	33.3%	4.4%	0.0%	14.3%	26.4%
計	46.7%	48.7%	56.8%	58.2%	41.6%

こども青少年局は、令和4年度に小中学校の管理職が解決・改善に向かったと評価した事案の割合が大きく低下した理由を調査・分析し、有効な対策を検討・実施されたい。

また、各区においても、特に小中学校の管理職が解決・改善に向かったと評価した事案の割合が低い区や、令和4年度に人員配置を拡充したにも関わらず小中学校の管理職が解決・改善に向かったと評価した事案の件数が減少した区は、その理由を調査・分析し、有効な対策を検討・実施されたい。

9 No.9 スクールソーシャルワーカーの活用

事業名	スクールソーシャルワーカーの活用
事業概要	(平成30年度から令和1年度) スクールソーシャルワーカーを拠点中学校に配置し、拠点校及び担当区の要請があった学校園において、教職員と協働して児童生徒の支援を行う。 (令和2年度より) こどもサポートネットSSWと一元化にともない、緊急事案に係る派遣等の支援を行う。
担当	教育委員会事務局
関連する計画指標	6, 12
事業目標指標	(令和1年度) 不登校児童生徒の減少 (令和2年度より) 不登校児童生徒のうち学校内・外による相談・指導等を受けていない割合を43%以下とする。

年度	H30	R1	R2	R3	R4
不登校児童生徒の減少	小学校 1,020名 中学校 2,683名	小学校 1,037名 中学校 3,088名			
		未達成			
不登校児童生徒のうち学校内・外による相談・指導等を受けていない割合を43%以下とする。		44% 1795/4117名	59% 2776/4675名	60% 3351/5590名	56% 3553/6296名
			未達成	未達成	未達成

(各年度の大阪市こどもの貧困対策推進計画評価書より抜粋)

【意見46】(3E、PDCAの視点)

教育委員会事務局は、不登校児童生徒の半数以上が学校内・外による相談・指導等を受けていない状況を踏まえ、早急に対策を検討されたい。

(理由)

- (1) 大阪市では、学校でのスクリーニングにより世帯の経済的困窮等をはじめとした課題を抱える要支援者を発見し、学校と区役所が連携して保健福祉の支援制度や地域資源の適切な支援につなぎ、要支援者を社会全体で総合的に支える仕組みとして、平成30年から大阪市こどもサポートネットを導入している。

当初は、複合的な課題が顕著な7区(此花区、港区、大正区、浪速区、生野区、住之江区、平野区)をモデル区としてスタートし、令和2年度よりその効果とコーディネート・アセスメント機能をさらに強化するため、スクールソーシャルワーカー(SSW)を全区へ配置した。

SSWは、各小中学校において、児童生徒の生活状況等を把握し、課題を発見することを目的として定期的開催されるスクリーニング会議に参画し、様々な課題に対してのアセスメントを行う。それらのアセスメントをチーム学校内で共有し、教育分野の支援又は地域・関係機関等による福祉分野の支援につなぐことができるサポートネットを構築する。本事業のSSWについては、教育分野の支援も行う。

- (2) 以上のとおり、SSWは、複合的課題を抱えた児童生徒の課題解決に向けて学校園と専門家の連携協力の推進を図り、「チーム学校」としての役割を充実させることを目的として全区に配置されており、専門家との連携協力の推進という点においては、こども青少年局において各区に配置されたこどもサポート推進員（コーディネーター）との連携を求められている。

また、SSWは、以下のとおり、こどもサポートネットSSW、区SSW、ヤングケアラー支援事業SSW、課題解決支援員（SSW）、いじめ対策SSWと多岐にわたっている。

教育委員会採用SSW一覧					
	こどもサポートネットSSW	区SSW	ヤングケアラー支援事業SSW	課題解決支援員（SSW）	いじめ対策SSW
人数	33人（各区1～2人）	6人（北区2人・都島区1人・港区1人・大正区1人・住吉区1人）	32人（各区1～2人）	8人（各教育ブロック小学校1校・中学校1校）	2人（総務部総務課）
配置時間	750時間/週	84時間/週	750時間/週	240時間/週	48時間/週
配置目的	対象となる児童生徒を適切な支援につなげる（課題に係るアセスメント及び支援方針の検討、対応の助言等）	対象となる児童生徒を適切な支援につなげる（課題に係るアセスメント及び支援方針の検討、対応の助言等）	対象となる児童生徒を適切な支援につなげる（課題に係るアセスメント及び支援方針の検討、対応の助言等）	生活指導上の課題への対応に関する教員の業務負担軽減	いじめの複合的な要因の分析に基づく事態の改善、いじめ等の被害の深刻化の未然防止
業務内容	①スクリーニング会議Ⅱの出席及び運営 ②支援が必要な児童生徒に係るアセスメント及びその支援方針を検討 ③担当区内の市立小中学校の教育的支援に関する学校への助言 ④推進員との連携及びスーパーバイス	①市立小中学校以外の学校に通う、支援が必要な児童生徒への対応 ②スクリーニング会議Ⅱでこどもサポートネットの支援対象と位置付けられなかったケースへの対応 ③予防的観点から、支援が必要と考えられるケースへの対応	①スクリーニング会議Ⅱの出席及び運営 ②ヤングケアラーとして洗い出された児童生徒に係るアセスメント及びその支援方針を検討 ③チーム学校の一員としてヤングケアラーの発見及び支援に係る教職員への助言 ④チーム学校の一員として学校配置のSCとの連携	働き方改革推進プランの「その他の専門スタッフ」に位置づけられるSSWが、学校における生活指導上の課題への対応に関して、教員に代わり下記の業務を行う。 ①教員が抱えている不登校及び不登校傾向等の児童生徒に対する課業時間及び放課後の業務 ②教員が抱えている児童虐待ケースの対応に係る業務 等	①いじめ事案に関する事実関係の整理と分析 ②いじめの「重大事態」の調査に関する連絡調整 ③いじめ等の被害児童生徒及びその保護者の支援に向けた連絡調整 等
対象となる児童生徒	○市立小中学校に在籍し複合的な課題を抱えている等により支援が必要な児童生徒	○市立小中学校に在籍しない支援が必要な児童生徒 ○市立小中学校に在籍しこどもサポートネットの支援対象と位置付けられなかった児童生徒	○市立小中学校に在籍しヤングケアラーとして認識されていることにより支援が必要な児童生徒	○配置校における生活指導上の課題（不登校・児童虐待等）を抱える児童生徒	○市立小中学校に在籍し教育委員会に報告されたいじめ事案の当事者である児童生徒 ○市立小中学校に在籍しいじめ等の被害を受けたことにより支援を必要とする児童生徒
対応件数	実績 ①スクリーニング会議Ⅱ検討件数 3,567件 ②教育的支援に関する学校への助言等 9,952回	実績 ・対応件数 370件	想定 ①スクリーニング会議Ⅱ検討件数 3,625件 ②チーム学校の一員としてヤングケアラーの発見及び支援に係る教職員への助言 10,513回	教員が抱えている生活指導について、課題のアセスメント及び支援計画を検討するとともに、SSW自身も対応（支援や指導）を行い、配置校の年間時間外勤務時間を前年度より削減	想定 ・取扱件数 約50件

（こども青少年局より開示を受けた資料）

もっとも、こうした人的資源の拡充によっても、事業目標指標である「不登校児童生徒のうち学校内・外による相談・指導等を受けていない割合を43%以下とする。」という目標は達成できていない。令和元年度の実績44%を踏まえ、目標値を43%以下としたが、令和2年度以降は60%程度に増加し、令和4年度においても56%と高止まりしている。令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響により不登校の児童生徒が増加したことが要因と思われるが、こどもサポートネットの導入により相当額の予算を投下し、人的資源を拡充しているにも関わらず、不登校児童生徒の半数以上が、学校内・外による相談・指導等を受けていないという状況は、事業効果が得られているとはいえない状況である。

教育委員会事務局は、不登校児童生徒の半数以上が、学校内・外による相談・指導等を受けていない状況を踏まえ、早急に対策を検討されたい。

10 No.10 不登校等子どもにかかる相談体制の充実

事業名	不登校等子どもにかかる相談体制の充実
事業概要	こどもや保護者のニーズに応じ、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進める。また、電話という相談しやすい方法によって、いじめをはじめとする様々な問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言を行う。電話相談については、こどもが相談しやすいように、土曜日・日曜日を含めて24時間対応できる体制を整えている。
担当	こども青少年局（中央こども相談センター）
関連する計画指標	6, 12, 21
事業目標指標	保護者や学校園等に対し、支援方法等について助言等を行ったことにより相談が終結する割合が相談件数の80%以上を目指す。

目標値	H30	R1	R2	R3	R4
80%以上	89.3	88.2	89.7	84.9	81.4
	達成	達成	達成	達成	達成

	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	1,270	1,259	957	1,081	1,294
終結件数	1,134	1,110	858	918	1,053
不登校児童生徒数					
小学校	1,020	1,033	1,369	1,673	
中学校	2,683	3,084	3,306	3,934	
合計	3,703	4,117	4,675	5,607	

(1) 事業概要

ア 概要

本事業は、こども青少年局大阪中央こども相談センター教育相談グループが教育相談業務として行っている面談による教育相談事業（特別支援教育相談事業を含み、来所相談と出張相談の形態）及び電話教育相談事業（電話教育相談、24時間子どもSOSダイヤル、メール教育相談を含む）により構成されている。これらの業務は、同グループが教育相談業務として行っている不登校児童通所事業（後記12）と関連した事業となっている。

イ 面談による教育相談事業

面談による教育相談事業は、保護者の同意を基に、こどもの学校教育に関する相談を受け、助言等を行うものである。

面談による教育相談事業は中央こども相談センターで採用している会計年度任用職員によって担当しており、中央こども相談センターのほか、市内 12 か所のサテライトで実施している。

相談後の支援方針としては、継続面接等（複雑かつ困難な問題を抱えるこどもや保護者等を来所させ、継続的に助言、心理療法やカウンセリング等を行うもの）、他機関紹介、不登校通所事業の登録又は誘導、特別支援教育相談事業の活用（障がいのある児童もしくは特別な支援が必要な児童に対して何らかの支援が必要かつ保護者のニーズがある場合、心理検査や教育プリント、行動観察（単独でも実施可能）を実施すること）、他グループでの対応、保留、終結（相談対応が終了かつ年度内の再相談の見込みがない場合、及び保留としていたケースの動向を確認した際、保護者及び学校の相談のニーズがない場合）がある。そのため、面談による教育相談事業と不登校通所事業は関連する。

年度内に、(1)学校・保護者助言により相談ニーズ（特別支援等の助言がほしいなど）が解消し終結、(2)継続相談や通所支援により主訴事項（不登校など）が解消、(3)他機関への連携をして終結という形で解決した場合を事業目標指標における「終結」としている。

ウ 電話教育相談事業

電話教育相談事業は、電話という相談しやすい方法によって、いじめや不登校等の問題の未然防止、早期発見、早期解決をはじめ、こどもたち等のＳＯＳ全てを幅広く受け止めることを目的とするものである。

電話の受付は 24 時間 365 日の対応となっており、平日午後 7 時から翌午前 9 時、土日祝および年末年始終日については、「24 時間子どもＳＯＳダイヤル」として事業委託を行っている。

電話相談やメール相談は、単回での相談を原則としている。

【意見 4 7】（PDCA の視点）

こども青少年局は、相談件数も事業目標指標とした上で、適切な目標を設定のうえ、モニタリングをされたい。

（理由）

本事業及び不登校児童通所事業は、ともに事業目標指標を達成し続けている。それにも関わらず、大阪市における不登校児童生徒数は、平成 30 年以降、著しく増加の一途をたどっており、不登校の割合は小中学校共に増加している（計画指標 6、12）。

本事業による相談件数は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う制限の影響があったことは否めないものの、結果的に新型コロナウイルス感染症拡大以前と同程度の水準にとどまっている。また、不登校児童通所事業の登録生徒数も同様に、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準に回復すらしていない状況である。すなわち、不登校児童生徒数が著しく増加していることからすると、本事業及び不登校児童通所事業によりフォローできている不登校児童生徒数の割合は相対的に減少しているということになる。

したがって、現在設定している事業目標指標は、それ自体本事業が有効に機能していることを示すものとして適切ではあるものの、それだけでは本事業の市全体の課題に対する有効性を検証するには不足しているというべきである。そのため、まずは、本事業の事業目標指標として、相談件数や不登校児童生徒数に対する相談者の人数割合など、不登校児童生徒総数に対してどの程度リーチできているかを示す指標を設けられたい。

【意見 4 8】（PDCA の視点）

こども青少年局は、面談による教育相談事業による相談件数の拡大のための方策を検討し、実施されたい。

(理由)

上記相談件数及び不登校児童生徒数の推移からも明らかなように、本事業によってフォローできている不登校児童生徒数の割合は著しく減少している状況にあり、それと関連するよう、不登校割合も著しく上昇している。

この点、こども青少年局からは、「不登校の対応としては、①不登校の未然防止、②不登校への早期対応（欠席しがちな児童生徒への対応）、③不登校状態（長期欠席）となった児童生徒への個に応じた支援と重層的な対策が必要であり、本事業は③の取り組みの1つに過ぎず、③の取り組みの成果のみで不登校の割合を改善できるわけではない。」との回答があった。しかしながら、本事業の関連する計画指標として、計画指標 6、12 を自ら記載していることから、本事業が不登校の割合と関連していることを前提として取り組むべきである。監査人としても、他の要素（社会の状況や他の本市の事業）が不登校の割合に影響を及ぼしていること自体を否定しているものではないが、本事業自体においても未だ見直し、改善の余地があるという前提に立って取り組むべきである。

そのため、本事業による相談件数をさらに拡大していくことが必要と思われるため、こども青少年局は、さらなる相談件数の拡大に向けた方策を検討し、実施されたい。

【指摘 1 2】（PDCAの視点）

こども青少年局は、本事業が関連する計画指標から生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率（計画指標 21）を削除されたい。

(理由)

本事業の事業目標指標は、一貫して目標値を達成し続けている。しかしながら、計画指標 21「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率」は、令和 4 年度にようやく基準値をわずかに下回ったものの、それまでは基準値を下回ることができていなかった。また、大阪府における高校中退率の平均が 1.4%であることに鑑みると（文部科学省・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査・令和元年度）、それでもまだ、大阪市の生活保護世帯の中退率は極めて高い状況にあるといえる。

このように、本事業は大阪市内の高校生に対して十分な効果をあげられてこなかったといえ、その点で、見直しや改善を図る必要性があったにも関わらず、そのような措置が取られてこなかったといえる。そのため、まずは、本事業の見直しや改善を図るべきである。

しかしながら、令和 4 年度から大阪市立高校が大阪府に移管されたことから、そもそも本事業によって高校生に対してアプローチすることが難しくなったという事情があり、現時点では、計画指標 21 に大きく影響を及ぼす事業とはいいいえ難くなった。

したがって、本事業に関しては生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率（計画指標 21）との関連性が乏しくなっているから、関連する計画指標から計画指標 21 を削除されたい。

1 1 No. 11 進路選択支援事業

事業名	進路選択支援事業
事業概要	高等学校・大学等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援する。
担当	教育委員会事務局
関連する計画指標	14, 16, 19, 22
事業目標指標	アンケート調査による参加者の満足度を増加させる。（アンケートは説明会で実施しており、質問項目は「説明会に参加して今後の奨学金制度の活用役に立ったか」）

目標値	H30	R1	R2	R3	R4
90%以上	97.3	93.9	98.0	94.3	97.0
	達成	達成	達成	達成	達成

【指摘13】（PDCAの視点）

教育委員会事務局は、本事業に関して、具体的な相談件数、奨学金の申請件数、採択件数など、これに限らず具体的で適切な成果を目標指標とした上で、モニタリングをされたい。

（理由）

本事業の事業目標指標は、説明会におけるアンケート調査中の「説明会に参加して今後の奨学金制度の活用に関心を持ったか」という質問項目に対する肯定回答（参加者の満足度）を増加させること設定されている。これについて、90%以上を目標値として設定しているところ、過年度の結果はいずれも目標値を超えるものであった。

しかしながら、当該説明会の結果、実際に奨学金の利用につながったのか否かを示す、奨学金の申請件数や採択件数などについて照会をかけたところ、「本事業は相談者の状況に応じた奨学金制度の情報提供等を行うものであるため、相談後に申請・採択されたのかの報告を求めるものではないため、統計はありません。」とのことであり、統計指標が提出されなかった。

本事業の最終的な目標は単に説明会に参加した保護者を満足させることではなく、そこから奨学金の利用、ひいては高校、大学への進学に結び付けることにあるのであるから、成果指標として奨学金の申請件数や採択件数などを調査することは必要不可欠である。また、これらの成果指標についても事業目標として設定した上で、実際に結果に結びついているかをモニタリングされたい。

この点につき、教育委員会事務局からの回答としては、「奨学金申請がされた件数については、本事業の目的は、相談者の状況に応じた奨学金制度の情報提供等であり、その後の奨学金の申請状況を求めるものではないため、奨学金申請がされた件数は目標指数としていません。この事業は、必要な方がその方の状況に応じて、必要な情報が届き奨学金を受けられるよう制度を案内することが目的であり、相談件数を指標とすることは考えておりません。」

「奨学金は基本的に返還の必要があることから、不必要な方に利用を勧めるものではありません。そのため、奨学金の申請件数・採択件数が増えればよいというものでもなく、成果指標としては、適切ではないと考えます。」とのことであった。しかしながら、やることだけを目的とし、その成果を目的としない事業は、住民福祉を究極的な目的としないものといわざるを得ない。また、返還が不要な給付型の奨学金も多数存在するところであり、そのような選択肢も含めて、まずは相談に結びつかなければ適切な奨学金、進学に結び付けることはできない。具体的な相談件数や、奨学金の申請件数、採択件数などの成果は、それを成果指標とするか否かに関わらず、統計値として把握する必要がある。

さらに、包括外部監査人が例示した上記各成果指標については、以下のとおり適切な指標ではない旨の見解が教育委員会事務局から提示されたが、いずれについても下記のとおり、適切な見解とは思われない。

	教育委員会事務局見解	包括外部監査人見解
具体的な相談件数	広報等により本事業の周知を図り、相談件数の増加に努める一方、中学3年生の保護者向けに年2回、奨学金制度等の概要の資料を送付すること及び依頼により学校での説明会を行う等、当担当に相談することなく、奨学金制度等を理解できるようにも努めています。また、説明会に来なくとも内容を理解できる	本件の監査期間終了後に左記見解が示されたため、前提となる事実調査が不十分ではあるものの、まずは説明動画の視聴回数は適切にモニタリングされるべきである。動画による相談件数への影響を見るという意味にお

	よう説明動画を配信する準備も進めています。相談件数が増える取組と、相談件数が減少する取組の両方を行っており、「具体的な相談件数」については、目標指標には適していません。なお、電話・来所による相談件数は、令和2年度は 606 件、令和3年度は 763 件、令和4年度は 580 件でした。令和3年度については、会場都合による説明会の中止等もあり、電話・来所での相談件数が増えたものと考えます。	いても、説明会の相談件数への動員をモニタリングするという意味においても相談件数のモニタリングは必要と思われ、左記見解は具体的な相談件数のモニタリングの必要性を失わせるには足りない。
奨学金の申請件数	高等学校進学時の主な奨学金である大阪府育英会奨学金の申請に間に合うよう、大阪府育英会奨学金の募集前に説明会を開催していることから、説明会の時点では、申請件数は把握できません。また、本事業は相談者が相談しやすい環境づくり及び不要な個人情報を収集しない観点から匿名での対応を基本としています。	説明会の時点での申請件数を指摘するものではなく、当該年度又は少なくとも前年度の申請件数を把握すべきとするものであり、反論としてかみ合っていない。匿名での対応を基本としていたとしても、大阪市出身者による申請件数、という指標の取り方をすれば、匿名性は維持できる。いずれにしても、具体的な成果が得られているかのモニタリングは必須である。
採択件数	奨学金の採択については、家庭及び財団の財務状況等により決まるものであるため、本事業により改善できるものではありません。例えば、家庭の所得等の変化により採択が変わりますし、ある財団では給付額を増やしたところ申請が殺到したため、結果的に申請者の約3分の1しか採択できませんでした。以上のことから「採択件数」については、周知や相談を目的とする本事業の目標指数には適さないと考えます。	採択されているかは、申請者の採択要件に対する理解が説明会、動画によって得られているかという意味においても関連する。また、具体的な採択件数は最終的な目標指標といえるため、これが増えていない場合、説明の内容や、説明会の周知先・方法等の、本事業の推進方法を再考する契機となりうるため、モニタリングは必要である。

いずれにしても包括外部監査人としては、絶対数も不明な「アンケート調査による参加者の満足度」のみが事業目標指標とされ、具体的な成果が事業目標指標とされていないことを問題視しているものである。したがって、その点が解消されるのであれば上記指標にこだわるものではない。しかしながら、上記各指標を用いない場合は、上記議論を踏まえて、これらを採用しないことへの大阪市としての説明責任が果たされるべきと考える。

なお、現在の事業目標指標に関しては、事業目標設定時から 97.3%であったところ、それよりも低い 90%を基準値として定めたという経緯がある。すなわち、事業達成を前提とした基準値の設定がされているともいえる。そのような意味でも、事業目標指標を適切なものに変更する必要があるというべきである。

【意見49】（PDCAの視点）

教育委員会事務局は、具体的な相談件数、奨学金の申請件数、採択件数など、これらに限らず具体的に適切な成果を区などの教育行政区ごとに集計した上で、効果的な事業展開に結び付けられたい。

【意見50】（PDCAの視点）

こども青少年局は、大阪市こどもの貧困対策推進本部統括本部員という立場に基づいて、教育委員会事務局に対し、本事業に関して、具体的な相談件数、奨学金の申請件数、採択件数など子どもの貧困対策として有用なデータの収集を行うよう協力依頼をされたい。

（理由）

大阪市のこどもの貧困に関しては、区ごとにその程度に濃淡がある。また、大阪市では、各区長を教育次長とした上で、各区においてある程度裁量を持った教育行政サービスを展開しているところである。

そのため、こどもの貧困との関連性の高い奨学金に関する相談件数や奨学金の申請件数や採択件数などについては、全市的なデータ集計を行うだけでなく教育行政区ごとに集計をした上で、進学率との関連性などを見極めつつ、効果的な事業展開に結び付けていく必要がある。また、全市的な教育行政を司る教育委員会において、全市を俯瞰した視点をもって管理していく必要がある。

なお、教育委員会事務局からは、「本事業では、高等学校進学時の費用及び各支援制度についての説明を行い、必要に応じて、大阪府育英会及び母子父子寡婦福祉資金等の制度を利用するよう伝えています。奨学金は基本的に返還の必要があることから、不必要な方に利用を勧めるものではありません。そのため、奨学金の申請件数・採択件数が増えればよいというものでもなく、成果指標としては、適切ではないと考えます。」という回答があり、具体的な相談件数、奨学金の申請件数、採択件数などを成果指標とするか否かだけでなくデータとして収集することについても否定的な見解があった。この点、本事業は、こどもの貧困対策推進計画以前に実施されていたものと思われ、こどもの貧困対策のみに焦点を当てたものではないことから教育委員会事務局としては、これらのデータが有用であるという意識がない可能性もある。そのような場合には、こどもの貧困対策という観点から必要なデータの取得と成果指標の設定について、統括本部員を務めるこども青少年局が、その立場に基づいて適切に協力を仰ぐことが求められる。

12 No. 12 不登校児童通所事業

事業名	不登校児童通所事業
事業概要	不登校状態にあるこどもに対し、一人一人の状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動や学習活動の機会を提供することを通して再登校などの社会参加を支援する取組みを進める。
担当	こども青少年局（中央こども相談センター）
関連する計画指標	6, 12
事業目標指標	不登校児童通所事業登録者の社会参加をした割合が 55%

目標値※	H30	R1	R2	R3	R4
55%以上	60.3	62.0	62.5	63.8	58.6
	達成	達成	達成	達成	達成

※平成 30 年度目標は 50%以上

※社会参加の定義は、再登校（一部不登校の場合は登校状態の改善）、定期テストの受験、進学、就職等のいずれかの状態となることをいう。

(1) 事業概要

不登校児童通所事業は、中央こども相談センターに 3 か所、市内 11 か所に通所場所を開設し、不登校状態にある主として中学生に対し、社会の構成員として必要な資質・能力の育成をめざして、学習支援や心理療法、集団活動、体験学習等の提供を通して、こども自身に内在する力量の向上を図り、もって再登校を含む社会的自立を支援することを目的とする。

	H30	R1	R2	R3	R4
登録	151	166	120	127	140
社会参加	91	100	75	81	82
不登校児童生徒数					
小学校	1,020	1,033	1,369	1,673	
中学校	2,683	3,084	3,306	3,934	
合計	3,703	4,117	4,675	5,607	

これに類似するものとして、大阪市は、大阪市立の小中学校及び義務教育学校における不登校児童生徒の学習支援及び教育相談の充実を図り、学校生活への復帰や自立をめざした支援を行うことを目的とする教育支援センターも設置している。教育支援センターは、大阪市教育局委員会事務局の所管となっており、市内 3 か所に設けられている。

令和 5 年 9 月末日時点の登録者数は、次のとおりである。

センター名	人数
教育支援センター花園	113 名
教育支援センター新大阪	76 名
教育支援センター桃谷	115 名
合計	204 名

	H30			R1			R2			R3			R4		
	登録者数	社会参加数	社会参加率	登録者数	社会参加数	社会参加率	登録者数	社会参加数	社会参加率	登録者数	社会参加数	社会参加率	登録者数	社会参加数	社会参加率
中央 A	17	12	70.6%	20	16	80.0%	16	12	75.0%	10	7	70.0%	9	6	66.7%
中央 B	19	13	68.4%	18	12	66.7%	18	9	50.0%	17	14	82.4%	16	12	75.0%
中央 C	12	5	41.7%	17	7	41.2%	14	9	64.3%	16	7	43.8%	17	8	47.1%
中央通所	48	30	62.5%	55	35	63.6%	48	30	62.5%	43	28	65.1%	42	26	61.9%
此花	10	5	50.0%	9	8	88.9%	7	7	100.0%	7	4	57.1%	7	3	42.9%
港	9	8	88.9%	12	7	58.3%	9	7	77.8%	7	3	42.9%	11	8	72.7%
西淀川	12	3	25.0%	9	5	55.6%	7	6	85.7%	8	8	100.0%	17	11	64.7%
東淀川	11	5	45.5%	8	5	62.5%	8	1	12.5%	8	4	50.0%	8	7	87.5%
生野	8	6	75.0%	8	1	12.5%	8	5	62.5%	5	4	80.0%	4	4	100.0%
旭	8	8	100.0%	10	8	80.0%	8	3	37.5%	9	9	100.0%	9	4	44.4%
住之江	7	5	71.4%	6	5	83.3%	3	1	33.3%	8	3	37.5%	13	13	100.0%
住吉	16	9	56.3%	15	8	53.3%	9	3	33.3%	16	10	62.5%	10	4	40.0%
東住吉	7	3	42.9%	10	5	50.0%	6	5	83.3%	10	7	70.0%	8	4	50.0%
平野	11	6	54.5%	12	8	66.7%	4	4	100.0%	5	1	20.0%	9	3	33.3%
西成	4	3	75.0%	8	5	62.5%	3	3	100.0%	1	0	0.0%	2	1	50.0%
サテライト	103	61	59.2%	107	65	60.7%	72	45	62.5%	84	53	63.1%	98	62	63.3%
計	151	91	60.3%	162	100	61.7%	120	75	62.5%	127	81	63.8%	140	88	62.9%

(出典：大阪市子ども青少年局提供資料)

【意見 5 1】（PDCAの視点）

こども青少年局は、登録者数も事業目標指標とした上で、適切な目標を設定の上、モニタリングをされたい。

（理由）

本事業及び不登校等こどもにかかる相談体制の充実は、ともに事業目標指標を達成し続けている。それにも関わらず、大阪市における不登校児童生徒数は、平成 30 年以降、著しく増加の一途をたどっており、不登校の割合は小中学校共に増加している（計画指標 6、12）。

不登校児童通所事業の登録生徒数も同様に、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準に回復すらしていない状況である。また、不登校等こどもにかかる相談体制の充実による相談件数は、結果的に新型コロナウイルス感染症拡大以前と同程度の水準にとどまっている。すなわち、不登校児童生徒数が著しく増加していることからすると、本事業及び不登校等こどもにかかる相談体制の充実によりフォローできている不登校児童生徒数の割合は相対的に減少しているということになる。

したがって、現在設定している事業目標指標は、それ自体本事業が有効に機能していることを示すものとして適切ではあるものの、それだけでは本事業の市全体の課題に対する有効性を検証するには不足しているというべきである。そのため、まずは、本事業の事業目標指標として、登録者数や不登校児童生徒数に対する登録者の人数割合など、不登校児童生徒総数に対してどの程度リーチできているかを示す指標を設けられたい。

【意見 5 2】（3Eの視点）

こども青少年局は、本事業による登録者数の拡大のための方策を検討し、実施されたい。

（理由）

上記登録者数及び不登校児童生徒数の推移からも明らかなように、本事業によってフォローできている不登校児童生徒数の割合は著しく減少している状況にあり、それと関連するよう、不登校割合も著しく上昇している。

この点、こども青少年局からは、「不登校の対応としては、①不登校の未然防止、②不登校への早期対応（欠席しがちな児童生徒への対応）、③不登校状態（長期欠席）となった児童生徒への個に応じた支援と重層的な対策が必要であり、本事業は③の取り組みの 1 つに過ぎず、③の取り組みの成果のみで不登校の割合を改善できるわけではない。」との回答があった。しかしながら、本事業の関連する計画指標として、計画指標 6、12 を自ら記載していることから、本事業が不登校の割合と関連していることを前提として取り組むべきである。包括外部監査人としても、他の要素（社会の状況や他の本市の事業）が不登校の割合に影響を及ぼしていること自体を否定しているものではないが、本事業自体においても未だ見直し、改善の余地があるという前提に立って取り組むべきである。

そのため、本事業による登録者数をさらに拡大していくことが必要と思われるため、こども青少年局は、さらなる相談件数の拡大に向けた方策を検討し、実施されたい。なお、その際、現在、面談による教育相談事業を経て不登校児童通所登録が必要と判断された生徒だけが登録されるという流れとなっていた場合、面談による教育相談事業による相談者数、相談件数を増やしていくほかないということとなる。そのため、面談による教育相談事業によらずとも登録をできる仕組みの導入が可能かも検討されたい。

【意見 5 3】（3Eの視点）

こども青少年局は、ほかの関連部局とも連携の上、不登校児童の支援のための予算を拡充させ、対応に当たるべきである。

（理由）

上記のとおり、不登校児童生徒数が著しく増加している現状に鑑みると、人員、予算などの点において、これまでの体制で臨むことはもはやできない状況であるといえる。他方で、不登校児童支援に関しては、こども青少年局の担当事業だけでなく、ほかの関連部局とも連

携した包括的な対応が必要である。については、こども青少年局は、ほかの関連部局とも連携の上、不登校児童の支援のための予算を拡充し、人員体制も増強した上で、さらなる支援の拡充を検討されたい。

【意見５４】（３Ｅの視点）

こども青少年局は、各委託事業者に対する委託料に対する登録児童数なども比較しながら、受け入れ余地のある委託事業者に対しては登録数の拡大をできる余地がないか、適切な指導、助言をされたい。

（理由）

中央こども相談センター及びサテライトの令和４年度の登録者数及び各業務委託料は以下のとおりである。中央Ａ、西成に関しては突出して、一日一人当たりの委託料が高額である。

事業場所	登録者数	委託料	実施日	１日・１人当たり委託料
中央Ａ	９	７,６４４,０００	２	４２４,６６７
中央Ｂ	１６	１０,７７１,２００	３	２２４,４００
中央Ｃ	１７	５,５３３,０００	４	８１,３６８
此花・港	１８	１０,３２６,７４７	３	１９１,２３６
西淀川	１７	６,８７５,９４６	４	１０１,１１７
東淀川	８	６,８１８,７３３	４	２１３,０８５
生野・東住吉	１２	８,７５１,１００	３	２４３,０８６
旭	９	６,７５１,８００	４	１８７,５５０
住之江	１３	６,２５１,４９５	４	１２０,２２１
住吉	１０	７,００６,００７	３	２３３,５３４
平野	９	６,７５１,８００	４	１８７,５５０
西成	２	６,８７２,８０２	４	８５９,１００
合計/平均	１４０	９０,３５４,６３０	３.５	１８４,３９７

この点、中央Ａに関しては、個別の心理療法を基礎にした緩やかなグループ活動の実施を委託しており、ほかのサテライト等とは仕様書が異なっているため、直接的な比較にはなじみにくいところがある。しかしながら、西成に関しては、ほかと比較しても突出して一日一人当たりの委託料が高額であることを指摘せざるを得ない。

中央こども相談センターによると、エリアによっては学校によるサポートが手厚いことから学校内で対処されている児童が多いエリアもあり、通所してくる生徒の対応の難易度がエリアによって異なるとのことである。そのため、登録者数のみから議論すべきではないことは理解するものの、委託料に見合った効果が得られるよう、こども青少年局が適切に指導、助言していくべきである。

13 No.13 キャリア教育推進事業

事業名	キャリア教育推進事業
事業概要	こどもや青少年のしっかりとした勤労観や職業観を育むため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進する。小学校及び義務教育学校前期課程では職業講話・職場見学等を実施、中学校及び義務教育学校後期課程においては、職場体験学習等を実施する。
担当	教育委員会事務局
関連する計画指標	10
事業目標指標	小学校での職場見学および中学校における職場体験学習の全校実施と活動の充実

事業目標指標／年度	目標値	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校での職場見学 および中学校における 職場体験学習の全校 実施と活動の充実。	100%	小学校 100% 中学校 96.9%	小学校 100% 中学校 93.9%	小学校 100% 中学校 95.4%	小学校 16.6% 中学校 5.4%	小学校 44.7% 中学校 75.2%	小学生 62.5% 中学生 93.8%
		未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成

(各年度の大阪市こどもの貧困対策推進計画評価書より抜粋)

(1) 事業の概要

本事業は、小学校及び義務教育学校前期課程においては職業講話・職場見学等の実施、中学校及び義務教育後期課程においては職場体験学習等の実施といった、多様な体験や学習ができるよう取り組むことにより、社会的関心を引き出し、学習や進学への意欲を高めるとともに、勤労観・職業観を育むことを目的としている。

本事業では、「小学校での職場見学および中学校における職場体験学習の全校実施と活動の充実」を事業目標指標とし、目標値を100%としている。

平成29年度以降常に未達成であり、とりわけ令和2年度からの3年間はコロナ感染症により達成率が著しく低下している。

なお、本事業は、大阪市こどもの貧困対策推進計画の重点事業であるが、同時に、教育委員会事務局運営方針の施策2-2「キャリア教育の充実」にも該当している。

教育委員会事務局運営方針における本施策2-2の施策目標及びその達成状況は、①キャリア教育にかかるアンケートにより、「新しい生活様式」において、大学や企業等と連携し、職業に関連したキャリア教育に取り組んだ小中学校の割合(%)【本市調査】と②「将来の夢や目標をもっていますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合(%)【全国学力・学習状況調査】となっている。

令和4年度はいずれも達成できなかった。

施策目標（プロセス指標）の達成状況			R7目標	R3実績	R4目標	R4実績
①	キャリア教育にかかるアンケートにより、「新しい生活様式」において、大学や企業等と連携し、職業に関連したキャリア教育に取り組んだ小中学校の割合（％）【本市調査】 ※新型コロナウイルスの影響により、多くの小中学校で対面式の職場見学等が未実施であったため、前年度の数値は低い状況となっている。	小学校	100	44.7	100	62.5
		中学校	100	75.2	100	93.8
②	「将来の夢や目標を持っていますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合（％）【全国学力・学習状況調査】	小学校	80.5	78.0	80.5	78.2
		中学校	70	65.0	69	63.9
【施策目標（プロセス指標）の撤退・再構築基準】 ◆上記①②の目標に関する成果が、次の場合、事業を廃止（再構築）する。 ①70%未満 ②60%未満						

（令和４年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書より）

なお、本事業の予算は、体験学習賠償保険料である。

【意見５５】（PDCAの視点）

教育委員会事務局は、職場体験や職業講話はキャリア教育の有効な一手段にすぎないことから、社会的関心を引き出し、学習や進学への意欲を高めるとともに、勤労観・職業観を育むという本事業の目的の推進効果の検証が図れる目標指標の設定を検討すべきである。

（理由）

本事業は、大阪市こどもの貧困対策推進計画の進捗管理のために設定された計画指標である「『将来の夢や目標を持っていますか』に対して肯定的な回答をする生徒の割合」に対して特に影響の強い重点事業として選定されている。

そして、本事業の事業目標の指標は、キャリア教育のために毎年何らかの職業体験学習等の全校実施としている。

こどもの貧困対策推進計画における本事業の事業目標指標と、教育委員会局運営方針施策目標の①とは共通するものであるが、本事業のこども貧困対策推進計画の関連する計画指標である②「将来の夢や目標を持っていますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合については、教育委員会事務局運営方針においては施策目標とされているが、本事業においては事業目標指標とはされていない。

本事業は、こどもの貧困対策に関連する事業であり、職業体験学習等の授業カリキュラムの実施を通じて、将来への夢や目標を持てるようになる・勤労観・職業観を育む・学習・進学意欲が高まることを目指しているのであるから、単に職場体験や職場体験学習を実施しさえすればいいというわけではなく、本来の目標に関して子どもらにどのような効果や影響があったかを確認することが重要かと思われる。

各校で当該授業の実施という手段そのものの達成度とともに、手段の達成度ではない本来の目的に対する効果そのものを検証できる事業目標指標の設定の検討が望まれる。

【意見５６】（３Ｅの視点）

教育委員会事務局は、本事業の担当局として、感染症の影響といった外的要因により職場体験が実施できなかった経験を踏まえ、今後、制約が生じた場合でも実施できるような計画や他校の有益であった事例等の情報共有をしたり、企業や団体、区役所との連携によるキャリア教育においてＩＣＴの活用やそのほかの方法の開発等の代替策を検討し、各学校が事業実施に繋げることを支援するためのより一層の創意工夫を検討することが望まれる。

（理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により、リアルで場見学や講話を聞く機会を作ることが困難であったことから、キャリア教育の充実が図れない状況が令和２年度以降続いている。

「令和４年度には、新しい生活様式」に応じた子どもたちのキャリア形成を育む学習活動の開発をすすめたところ、オンラインを利用した職業講話や職場見学もすすみ、施策目標「キャリア教育にかかるアンケートにより、新しい生活様式において、大学や企業等と連携し、職業に関連したキャリア教育に取り組んだ小中学校の割合」は、小学校 62.5％、中学校

93.8%と令和3年度よりも小中学校ともに18ポイント向上した。しかし、小学校では60%台と中学校よりも30ポイント程度低くなっており、キャリア教育の全校実施という事業目標は全く達成できていない。

各学校により様々な体験学習の機会の提供の工夫がなされているところではあるが、それでもなお、従前どおりの事業所へ赴いての職場見学・職場体験等の実施をメインとして計画を立ててしまっていることが原因であると思われる。

教育委員会事務局より提出された各学校の実施状況報告のとりまとめ「令和4年度職業体験等実施状況一覧」によると、地域にある様々な商店や施設などの職場を見学した学校もあるが、

- ・江崎グリコ株式会社とタイアップをし、2年間かけて職業講話と課題解決学習を行った。1年時にはオリジナルのコンビニスイーツを考える課題を、2年時には「廃棄物を減らす」案や「販売促進につながるパッケージ」案、「環境問題に取り組む」案などを考え文化発表会でプレゼンテーションを行った。（大阪市立新北野中学校）
- ・産・官・学連携の一環として区役所と連携し、ダイヤパン株式会社の協力のもと、パンの企画からプレゼン、製造、販売までを行った。（桃谷中学校、大阪市立田島中学校）
- ・起業家ミュージアムによる「起業家について」、大阪ユニセフによる「100人の村から」、NOP法人JAEによる「未来への手紙プログラム」の出前授業や、漫才師のチキチジョニー、コンチェルトに来てもらって漫才に挑戦する松竹芸能の「笑育」プログラムを実施した。（白鷺中学校）

等、実際に職場に出向くことはできなくても、区役所や企業の協力のもと、出前授業や職業講話によりキャリア教育を実施するよう工夫している小中学校が多数存在している。

こどもにとって実際に体験することによる影響は大きく、キャリア教育における職場見学・体験の重要性・有効性は変わらないところではあるが、今後も、感染症による影響が引き続き生じる可能性や新たな別の要因により、実際に現場に行き体験をするということが制約される可能性を否定できない。従前とおりの職場体験といった制約の多いものを計画し、実施できないで済みますのではなく、他校の有益であった事例等の情報共有をしたり、関西キャリア教育支援協議会をはじめとする企業や団体、区役所との連携によるキャリア教育においてICTの活用やその他の方法の開発等を検討し事業実施に繋げるためにより一層の創意工夫が望まれる。

【意見57】（PDCAの視点）

教育委員会事務局は、各校で実施したキャリア教育が、児童生徒にとってどのような影響を与え、「将来への夢や目標を持てるようになる・勤労観・職業観を育む・学習・進学意欲が高まる」ことにつながったかどうかの効果検証を行うべきである。

（理由）

本事業は、こども貧困対策推進事業の計画指標のうち、「『中学生区分 10 『将来の夢や目標を持っていますか』』に対して肯定的に回答する生徒の割合」に大きく影響を及ぼす事業として重点事業とされているが、「将来の夢や目標を持っている割合」は、減少傾向にある。

この点、「職業講話や職場見学体験等によるキャリア教育を実施したことにより、児童生徒の気付き・変化等についてどのような検証がされているか」について教育委員会に質問したところ、「児童生徒の気付き・変化等について、市として検証を行っていない。」との回答を得た。

各校がキャリア教育として実施している取り組みが、児童生徒にとってどのような影響を与え有効であるかを検証することが、事業のさらなる改善につながるものであり、児童生徒の「将来への夢や目標、勤労観・職業観を育む」ことに関連した気付き・変化をもたらした授業の情報を学校間で共有することにより、全市的なキャリア教育のさらなる充実が図られることに繋がっていくと考える。

1 4 No. 25 子ども会活動の推進

事業名	子ども会活動の推進
事業概要	異年齢の集団の中での活動を通じて、大人として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、こどもの成長をめざす、子ども会活動を推進する。
担当	こども青少年局
関連する計画指標	8
事業目標指標	ジュニアリーダー・シニアリーダー研修事業において、「役にたった」と回答した割合

目標値※	H30	R1	R2	R3	R4
80%以上	96	100	未測定	100	97.4
	達成	達成	未測定	達成	達成

※平成 30 年度目標は 70%以上

本事業は、「青少年の健全育成を目的に、子ども会指導者研修・子ども会活動育成・子ども会文化活動振興・子ども会スポーツ活動振興の地域活動事業を実施することにより、子ども会活動の基盤を強化し、さらに地域における青少年育成活動の活性化を促進し、子どもたちが生き抜いていく力を身に着けること」を事業目的とし（令和 4 年度子ども会活動の推進事業（概算契約）仕様書）、大阪市が大阪市子ども会育成連合協議会と業務委託契約を締結する形で推進しているものである。

令和 4 年度の具体的な業務内容及び経費支出は以下のとおりである。

（単位：円）

事業内容		支出金額
【市事業】		
(1)	子ども会文化活動振興事業活動の推進事業	4,693,753
	文化活動振興	961,273
	こどもカーニバル	3,732,480
(2)	子ども会体育会活動振興事業	1,794,484
(3)	ジュニアリーダー・シニアリーダー一泊研修	763,513
小計		7,251,750
【区事業】		
(4)	子ども会活動育成事業	782,531
(5)	子ども会指導者研修	300,890
(6)	ジュニアリーダー・シニアリーダー研修	289,819
小計		1,373,240
合計		8,624,990

（出典：令和 4 年度子ども会活動の推進事業精算報告書）

子ども会に関する関連指標の推移は以下のとおりである。

	H30	R1	R2	R3	R4
子ども会加入単位数	575	553	483	469	443
子ども会加入者数	38,467	35,361	28,637	26,284	26,193

※子ども会加入者数は子ども会安全共済会加入者数を指しており、幼児、小学生、中学生、高校生、指導者育成者の合計となっている。令和4年度末では、幼児699人、小学生14,950人、中学生1,487人、高校生225人、指導者育成者8,832人である。

【意見58】（PDCAの視点）

こども青少年局は、ジュニアリーダー・シニアリーダー研修事業におけるアンケート回答だけでなく、参加人数や一人当たりの投資金額などの客観的なほかの指標も用いた上で多角的に本事業の効果を検証し、モニタリングをされたい。

（理由）

こども青少年局は、本事業の事業目標指標として「ジュニアリーダー・シニアリーダー研修事業において、「役にたった」と回答した割合」を設定した上で、本事業の効果検証を行っている。しかしながら、本事業はこれ以外にも子ども会活動の振興をはじめとした6つの事業から構成されているところ、ジュニアリーダー・シニアリーダー研修はそのうちの1つであり、予算額に占める割合としてもわずか3.3%にすぎない（令和4年度）。したがって、現在の事業目標指標は、本事業全体を検証するには大いに不足していると指摘せざるを得ない。

この点、子ども会加入単位数及び子ども会加入者数は著しい減少の一途をたどっているため、ともすれば、地域における青少年育成活動における子ども会の役割自体、見直すべきという意見もあり得よう。その中で、子ども会体育活動振興事業は参加人数1,100人、区子ども会活動育成事業は参加人数8,474人、区子ども会ジュニア・シニアリーダー研修事業は参加人数2,231人となっており、一定の成果が見られているところであり、未だその役割は失われていないともいえる（いずれも令和4年度。なお、こどもカーニバルに関しては令和4年度は雨天中止となったが、平成31年度は約15,000人の参加があった。）。

いずれの事業についても共通していえることであるが、アンケート結果だけでなく、参加人数や一人当たりの投資金額など、客観的なほかの指標も用いた上で、事業の意義や効果を多角的に検証するべきである。

15 No. 26 青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進

事業名	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進
事業概要	青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談など、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けた様々な活動を制度として推進する。（地域での具体的な活動は、各区において地域の実情に応じて実施する。）
担当	こども青少年局
関連する計画指標	8, 18
事業目標指標	研修を受講することで青少年健全育成活動に役立つと感じるとする指導者数の割合

目標値	H30	R1	R2	R3	R4
80%以上	87.4	94	98	未測定	85.9
	達成	達成	達成	達成	達成

(1) 制度概要

ア 青少年指導員

青少年指導員は、「住民との連携の下で地域における青少年の健全育成を図ることを目的」とし（大阪市青少年指導制度実施要綱第1条）、青少年問題に関する啓発、青少年の指導及び相談等をその業務としている（同要綱第2条）。

イ 青少年福祉委員

青少年福祉委員は、「住民との連携の下で地域における青少年の健全育成を図ることを目的」とし（大阪市青少年福祉委員制度実施要綱第1条）、青少年指導員活動への支援、有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動等をその業務としている（同要綱第2条）。

ウ 本制度の概要

本事業は、青少年指導員・青少年福祉委員の委嘱、青少年指導員・青少年福祉委員に対する研修の実施、青少年指導員活動の広報活動を通じて、市内全域に向けた青少年健全育成にかかる啓発活動の推進を行うものである。

本事業に関する支出項目のうち、3,346千円は各区における青少年指導員・青少年福祉委員の改選に際する事務経費、青少年指導員活動に必要な備品、退任する青少年指導員・青少年福祉委員への感謝状等であり、778千円が研修、広報啓発に関する委託料である。

【指摘14】（PDCAの視点）

こども青少年局は、本事業とこどもの貧困対策推進計画との関連性を見直した上で、重点事業とすべきか再考されたい。

（理由）

本事業は、こどもの貧困対策推進計画の計画指標8・18「「地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」に対して肯定的に回答する児童の割合」（小中学生）に大きく影響を及ぼす重点事業として位置付けられている。

しかしながら、上記青少年指導員・青少年福祉委員の業務内容からも明らかなように、青少年指導員・青少年福祉委員は小中学生に対して勉強やスポーツを教えたり一緒に遊んだりすることを本来的な目的とするものではない。実際、本事業の事業目標指標は一貫して目標値を達成しているにも関わらず、本事業が「大きく影響を及ぼす」とされる計画指標8・18は改善しておらず、むしろ悪化の一途をたどっている。

このように、そもそも本事業は計画指標8・18について、少なくとも「大きく影響を及ぼす」ものとは思われないから、重点事業として位置付けるべきか再考されたい。

【意見59】（PDCAの視点）

こども青少年局は、本事業を重点事業として位置付け続ける場合、より適切な事業目標指標を再考されたい。

（理由）

上記の指摘にも関わらず本事業を重点事業として位置付け続ける場合、現在の事業目標指標「研修を受講することで青少年健全育成活動に役立つと感じるとする指導者数の割合」は計画指標8・18との関連で意味を持つ指標とはいえないため、より適切な事業目標指標を再考されたい。

16 No.27 「小学校区教育協議会 ―はぐくみネット―」事業

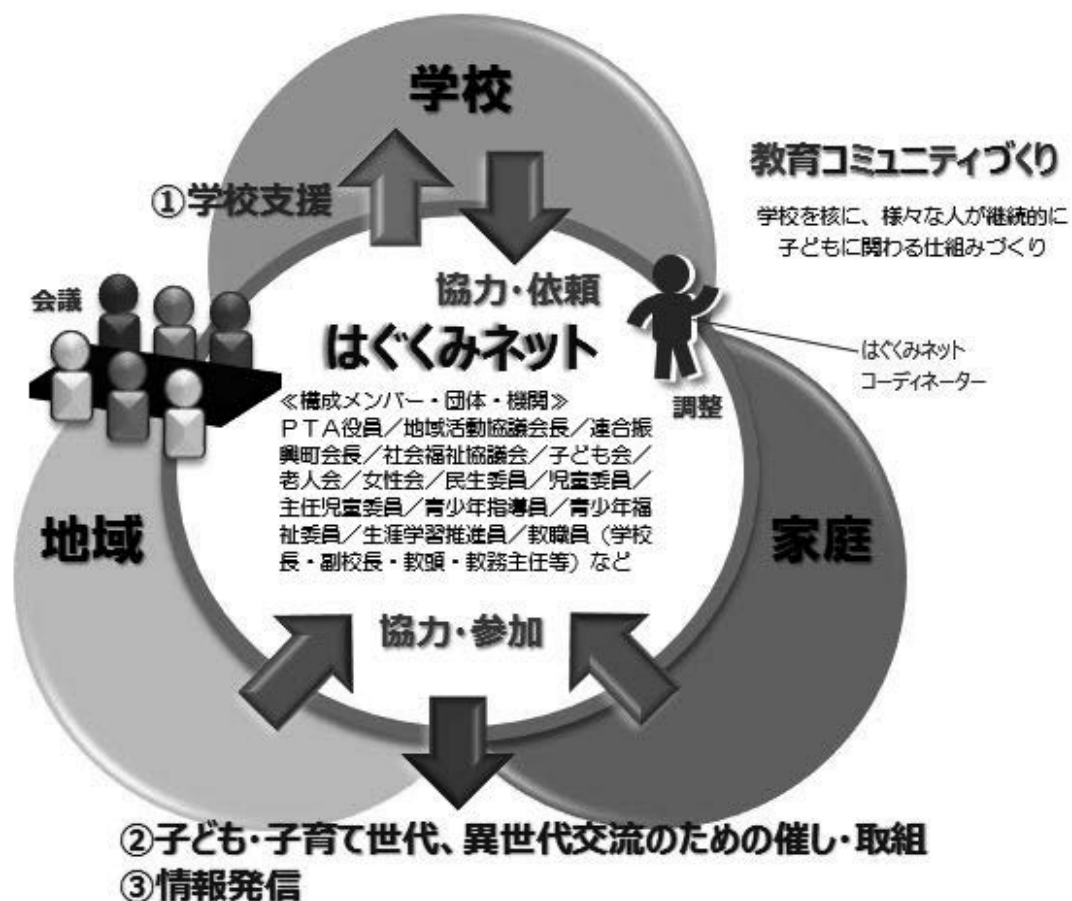
事業名	「小学校区教育協議会 ―はぐくみネット―」事業
事業概要	地域の教育資源を学校教育に導入するなど地域に開かれた学校づくりを進め、こどもたちの生きる力を育むとともに、学校、家庭、地域が一体となって総合的な教育力を発揮し、地域はおける人と人とのつながりによってこどもを育む「教育コミュニティ」づくりを推進する。
担当	教育委員会事務局
関連する計画指標	8
事業目標指標	一定期間生涯学習活動に取り組んだ市民の割合

目標値	H30	R1	R2	R3	R4
45%以上	45.9	37.8	30.6	24.0	22.7
	達成	未達成	未達成	未達成	未達成

(1) 事業概要

本事業は、地域の諸団体のほか、小学校、PTAの代表者などで構成される「はぐくみネット」を各小学校区に設け、会議などの様々な取り組みを通して、学校や地域の子育て・教育活動に関する情報の共有や意見交換を行い、互いに協力しながら活動を行っている。

教育委員会事務局は、はぐくみネットの取り組みの要となる地域ボランティアのはぐくみネットコーディネーター（地域学校協働活動推進員）の委嘱や研修および研究、区や学校との連絡調整・相談・助言、活動・実践の成果発表、情報提供など、全市的な業務を行っている。区役所は各はぐくみネットの事務手続、活動状況把握及び運営に関する相談・助言、区内の活動交流促進、広報など、区内のはぐくみネット事業の推進にかかわる業務を行っている。



(2) 関連指標

はぐくみネットの活動状況などに関する関連指標の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

	H30	R1	R2	R3	R4
コーディネーター数 (人)	1, 107	1, 118	1, 108	1, 080	1, 055
配置校数／ 全小学校 数(校)	267/287	265/287	266/284	264/284	260/280
配置校割合 (%)	93. 0	92. 3	93. 7	93. 0	92. 9
学校支援ボ ランティ ア(人)	34, 557	35, 150	17, 394	25, 986	23, 146
子どもの安 全見守り ボランテ ィア(人)	20, 124	18, 508	13, 765	22, 177	16, 040
ゲストティ ーチャー (人)	5, 796	5, 811	1, 092	1, 375	1, 998

読書活動ボランティア(人)	2, 880	2, 788	987	930	1, 740
栽培・清掃ボランティア等(人)	5, 757	8, 043	1, 550	1, 504	3, 368

協議会

	H30	R1	R2	R3	R4
0 回	8%	9%	50%	50%	34%
1 回	32%	36%	26%	26%	29%
2 回	39%	34%	16%	16%	22%
3 回	13%	13%	4%	4%	9%
4 回以上	8%	8%	4%	4%	6%

事務局会議

	H30	R1	R2	R3	R4
0 回	7%	7%	32%	32%	21%
1 回	11%	12%	17%	17%	16%
2 回	15%	16%	19%	19%	20%
3～5 回	41%	40%	22%	22%	27%
6～9 回	13%	12%	6%	6%	9%
10 回以上	13%	13%	4%	4%	7%

【意見 6 0】（3 E の視点）

教育委員会事務局は、全校にはぐくみネットコーディネーターを配置できるよう、さらに取り組みを加速されたい。

（理由）

はぐくみネットコーディネーター（地域学校協働活動推進員）は、はぐくみネットの取り組みの要となる地域ボランティアとされている。しかし、大阪市内全 280 小学校のうち 20 校にははぐくみネットコーディネーターが配置されていない。

ついては、全市的にはぐくみネットを活性化、普及させるため、残る 20 校についてもはぐくみネットコーディネーターの委嘱ができるよう取り組まれない。

なお、北区では令和 4 年度まではぐくみネットが組織化されていなかったが令和 5 年度から組織化されているとのことであるが、本監査は令和 4 年度までを対象としているため、本意見を述べるものである。

【意見 6 1】（PDCA の視点）

教育委員会事務局は、本事業の事業目標指標について、当該事業の目標を適切に示すものに再考されたい。

(理由)

本事業の事業目標指標は「一定期間生涯学習活動に取り組んだ市民の割合」とされている。ここでいう「生涯学習活動」の定義とは、「人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校での学習だけでなく、一人ひとりが人生のあらゆる段階や場面において、家庭や地域社会などさまざまな場で自分にあった学習活動を行うこと」を指しており、「教養を高めるための学習から、文化・芸術活動、スポーツ、趣味、ボランティア活動など幅広い分野において、人々が「自発的に行う」学習活動であり、個人学習や自主サークルの活動などを含む、幅広い学習活動を指す考え方」となっている。すなわち、必ずしも本事業が対象とする「地域学校協働活動」に限られていない。

この点につき、担当部局からは、事業目標指標については、必ずしも本事業に参加した者だけを含むものではなく、これ以外の生涯学習を行った者も含まれるとの回答があり、本事業の事業進捗状況を反映したものとなっていないことが判明した。

他方で、地域学校協働活動を推進する教育コミュニティづくりという観点からは、コーディネーターが配置されている学校の割合、学校支援ボランティア等の人数等の方がより直接的である。また、地域学校協働活動の活性化という観点からは、協議会や事務局会議の開催回数、実際の活動回数の方が直接的である。また、より究極的に、地域の教育資源による子どもたちへの教育機会の提供という観点からは、参加児童数などの方がより直接的である。

このように、本事業の目的との関係でより直接的な指標があり、これまでに蓄積している指標も存在するから、より適切な指標を用いて事業の進捗状況をモニタリングするべきである。

【意見62】（PDCAの視点）

教育委員会事務局は、活動・行事等への参加児童数についても統計を取得されたい。

(理由)

本事業は、こどもの貧困対策推進計画における計画指標「「地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」に対して肯定的に回答する児童の割合」（小学生）と大きく影響を及ぼす重点事業として位置付けられている。したがって、同計画との関係からは、より多くの生徒に対して地域の教育資源による子どもたちへの教育機会を提供することが究極的な目標といえる。しかし、大阪市では、伝統文化体験、昔遊び体験、もちつき体験などの活動・行事等への参加生徒数は統計として取得していない。

参加児童数を適切に把握していくことは、はぐくみネットの活動が児童たちへの教育機会の提供という結果に結びついているか、より効果的に結びつけるためにどうすればよいかを検証するための出発点となる。

ついては、活動・行事等への参加児童数についても統計を取得した上で、効果的な教育機会の提供に結び付けられたい。

【意見63】（組織的連携の視点）

教育委員会事務局は、はぐくみネットの推進状況について各区とより具体的な情報交換をし、各区でより充実した取り組みが推進されるよう、働きかけられたい。

(理由)

はぐくみネット事業は教育委員会が所管する事業であるが、各校区での活動については、各区が補助執行事業（区長が教育委員会の方針に沿って、区の実情に応じて内容を決定して進める事業）として行われている。教育委員会事務局は、コーディネーターの委嘱、区役所と連携しながらの市内全体の進捗や実施状況の把握を行っているとのことである。

しかしながら、教育委員会では、各区における予算執行状況は把握されておらず、はぐくみネット協議会や事務局会議の議事録は持ち合わせていない。また、地域の教育資源による子どもたちへの教育機会の提供という観点からより多くの児童にはぐくみネットの活動が普及しているかという観点で、当該活動がどの程度授業時間を活用して行われているか、学校施設の利用に関して制限などがあるのか否かを確認したところ、教育委員会事務局ではそのような具体的な事情については把握されていないとのことであった。

また、都島区、西区に関しては、区の報告様式の中に項目がなかったという理由で、学校支援ボランティアの数を把握できていなかったりするなど、教育委員会事務局において、積極的に各区における推進状況が把握されていないように見受けられる。そのためか、北区では長らくはぐくみネットが組織化されていなかったなど、各区における取組状況も濃淡がある。

ついては、本事業を所管し、全市的な取り組みを推進する教育委員会事務局において、各区における具体的な取り組みをより深く把握した上で、より充実した取り組みがされるように働きかけられたい。

【意見64】（PDCAの視点）

教育委員会事務局は、事業目標指標に関して依拠するに足りる調査方法を用いられたい。または、現在の調査方法が依拠するに足りると考えるのであれば、調査手法の変更を理由としない原因分析を適切に行われたい。

（理由）

本事業の事業目標指標である「一定期間生涯学習活動に取り組んだ市民の割合」は、令和元年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が和らいだ令和4年度まで継続して低下し、目標値を下回っている。

その原因分析について、教育委員会事務局に回答を求めたところ、以下のような回答であった。

調査方法について、H30年度までは世論調査（市内に居住している18歳以上の大阪市民を対象に、無作為抽出した標本2500人に対し、調査票を送付し返信用封筒で回収する方法）、令和元年度からは民間ネット調査（民間調査会社に登録するインターネットモニターのうち、大阪市内に居住する18歳以上の市民に対して、各年代ごとに（10歳ごとに区切る）100人に達するまで回答を得る方法）で行っており、調査方法の変更以降、数値が下がっている。また令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による活動自粛のため数値が伸び悩み、回復傾向がみられないと考えられる。世論調査が大阪市民の無作為抽出により「市民全体の縮図」として市民全体の状況を表すという点に対して、民間ネット調査は、アンケートを回答した者の状況を表しているという点において異なります。

この点、アンケート手法を変更した令和元年度以降であっても継続的に結果が低下しているものであるから、そもそもアンケート手法の相違は、原因分析として適切ではないと思われる。また、目標値である45%が異なる手法を用いて算出されていることを指摘するものであったとしても、自らアンケート手法を選択しているのであるから、理由にすべきではない。仮にアンケート手法の違いが影響するのであれば、自ら適切な手法を選択するか、目標値を補正するか、新たに妥当な目標値を設定し直すなど、アンケート手法を理由としない適切な分析ができる手法を模索すべきである。

したがって、まずは、アンケート手法を理由とせずに済むような適切な調査方法を選択した上で、分析を行われたい。仮に現在のアンケート手法でも適切と考えるのであれば、アンケート手法の相違を理由としない分析を真摯に行うべきである。なお、新型コロナウイルスの影響が解かれた現在でも数値が低下していることから、それ以外の理由を検討すべきであることはいうまでもない。

17 No. 28 学校元気アップ地域本部事業

事業名	学校元気アップ地域本部事業
事業概要	市内すべての中学校区に、様々な地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、「学校元気アップ地域本部」を設置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化など学校教育の支援活動を進める。
担当	教育委員会事務局
関連する計画指標	11, 18
事業目標指標	学校元気アップ地域本部事業に関する管理職対象のアンケートで「学校元気アップ地域本部事業の実施により、子どもたちの生活習慣の改善や学力の向上などに効果がよくみられる」と答える割合を30%とする。

目標値	H30	R1	R2	R3	R4
30%以上	30	30	17	21	20.7
	達成	達成	未達成	未達成	未達成

(1) 事業の趣旨

大阪市の子どもたちの学力向上は喫緊の課題であるとともに、学習習慣など学力を支える基本的な生活習慣にも課題があることが明らかとなっている。そこでこのような学校教育の課題解決に向け、学校・家庭・地域が連携し、地域の教育力を活かして学校を支援する仕組みとして、中学校区等に「学校元気アップ地域本部」を設置し、子どもたちの学習活動を充実させるとともに、教職員が教育活動に一層専念できる環境づくりをめざす。また、子どもたちが、多様な知識や経験を持つ地域の人々と触れ合う機会を増やすことにより、コミュニケーション能力の向上や規範意識の醸成などの成果実現をめざす。

(2) 事業内容

中学校区等に学校と地域をつなぐ調整役として地域コーディネーターを配置し、様々な地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、地域社会全体で子どもを育てる仕組み「学校元気アップ地域本部」を設置する。本事業は、大阪市内全126中学校で実施しており、学校や生徒を支援することを目的に、生徒の自主学習支援、学校図書館の整備や緑化活動、部活動支援など、学校教育活動を支援するボランティアを募集している。

地域コーディネーターは、校長の指示のもと、教職員と連携し、学校の課題を把握しながら、地域人材や社会資源の発掘・確保、学校と地域本部間の連絡調整など、本事業全体のコーディネートを行うこととされている。

(3) 事業予算

本事業の令和4年度予算の内訳は以下のとおりであり、その大部分が地域コーディネーターの謝礼となっている。なお、地域コーディネーターの謝礼は時間単価1200円の

コーディネーター3名を1校あたり112.5日/年、1日当たり2時間派遣する前提で算出されている。

費目	金額
地域コーディネーター等の研修謝礼	61,500 円
事業成果報告会謝礼	54,100 円
運営協議会謝礼	106,720 円
アドバイザー謝礼	793,800 円
地域コーディネーター謝礼	102,060,000 円
地域本部課外活動用消耗品	894,600 円
地域本部事務用消耗品	315,000 円
事務用連絡切手	2,520 円
地域本部事務用切手	105,840 円
事務用パソコンリース	2,184,600 円
合計	106,578,680 円

(4) 関連指標

	H30	R1	R2	R3	R4
ボランティア登録数(人)	3,897	3,204	2,585	2,649	2,701
放課後の学習活動支援	91%		91%	55%	55%
学校図書館の開館	84%		82%	78%	98%
緑化活動等支援	43%		40%	31%	37%
部活動支援	20%		16%	16%	13%

※放課後の学習活動支援、学校図書館の開館、緑化活動等支援、部活動支援は行われている中学校の割合

各中学校の学校元気アップ地域本部からの成果報告書を基に、各学校元気アップ地域本部の活動状況を包括外部監査人において取りまとめた結果は以下のとおりである。ただし、126校中2校の成果報告書は欠落していたため、下記に含まれていない。

	活動日数 (日/年)	延べ参加 生徒数 (人/年)	延べ参加 ボランティア数 (人/年)	運営協議会 開催数 (回/年)	ボランティア 登録数 (人)
平均	262	2696	192	2	27
中央値	229	1502	76	2	10
空白(校)	0	0	0	1	25
0(校)	0	5	31	21	3

※「平均」は124校の平均値、「中央値」は124校の中央値である。「空白」は成果報告書中で空欄となっている学校数、「0」は各項目について0となっている学校数

	目標値	H30	R1	R2	R3	R4
「地域学校協働本部などの仕組みを活かして保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」に対して肯定的回答をする学校の割合(%)	7年度 末に 77%	69.4	76.2	未実施	63.4	57.4
「学校元気アップ地域本部事業を通して、教職員の負担を軽減することができた」と答える割合	前年度 (90%) 同等	87.4	90.5	87.0	87.2	87.7

【意見65】（PDCAの視点）

教育委員会事務局は、本事業の事業目標指標について、定量的な評価も取り入れられたい。
(理由)

本事業は、学校教育上の課題解決のため、地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、地域社会全体で子どもを育てる仕組みを構築することを目的としている。このような観点からは、ボランティア登録数、参加ボランティア数、運営協議会の委員数や開催数などの指標は、そのような体制が構築されているかを客観的に示す定量的指標として、事業の進捗状況を管理するにあたり有益である。

また、かかる学校元気アップ地域本部の活動が活発に行われ、生徒に行き届いているかを図るためには、活動日数や参加生徒数などの客観的で定量的な指標を用いることが有益である。

このように、既にほかの客観的で定量的な、有益な指標も存在するのであるから、教育委員会事務局は、かかる指標も用いて、多角的に本事業の進捗状況をモニタリングするべきである。

【意見66】（PDCAの視点）

教育委員会事務局は、成果報告書を確実に入手するとともに、内容の不備があれば再提出を求められたい。

(理由)

令和4年度の各学校元気アップ地域本部の成果報告書は、2校分が欠落していた。また、重要な指標であるボランティア登録数や運営協議会の開催数が空欄のままの成果報告書が多数散見された。

教育委員会事務局は、各学校元気アップ地域本部から成果報告書を確実に入手するとともに、内容の不備があれば再提出を求められたい。

【意見67】（3Eの視点）

教育委員会事務局は、延べ参加生徒数が0の学校元気アップ地域本部に対して、より多くの参加生徒数を実現するように指導されたい。

(理由)

全126校のうち5校は年間の延べ参加生徒数が0となっていた。その主な理由としては、学校元気アップ地域本部としての活動内容が図書整備や環境整備（緑化、菜園）であったことによるものと思われる。

しかしながら、環境整備であっても生徒の参加がみられる学校も多数存在する。また、「子どもたちが、多様な知識や経験を持つ地域の人々と触れ合う機会を増やすことにより、コミュニケーション能力の向上や規範意識の醸成などの成果実現をめざす」という観点からは、生徒との交流を含む参加生徒数の向上を目指すべきである。

【意見 6 8】（3 E の視点）

教育委員会事務局は、延べ参加ボランティア数が 0 の学校元気アップ地域本部に対して、より多くの参加ボランティア数を実現するように指導されたい。

【意見 6 9】（3 E の視点）

教育委員会事務局は、ボランティア登録数が 0 の学校元気アップ地域本部に対して、より多くの参加ボランティア数を実現するように指導されたい。

（理由）

全 126 校のうち実に 31 校において、年間の延べ参加ボランティア数が 0 となっていた。また、3 校については、ボランティア登録数が 0 となっていた。他方で、これらの学校元気アップ地域本部において何ら活動がされていないというのではなく、ボランティア以外の人員で活動がなされているものと思われる。

この点、本事業の趣旨の 1 つとして、「教職員が教育活動に一層専念できる環境づくりをめざす」ということが挙げられている。ボランティアの参加がない学校元気アップ地域本部において、教職員を中心とした活動がなされているとすれば、上記趣旨を達成できていないことになる。また、「多様な知識や経験を持つ地域の人々と触れ合う機会を増やす」という観点からも、ボランティアの参加は不可欠である。さらに、後述するが、地域人材や社会資源の発掘・確保は地域コーディネーターの主要な役割の 1 つであるところ、ボランティアの参加や登録がないということは、地域コーディネーターがうまく機能していないことの証左ともいえる。

よって、学校元気アップ地域本部の活動にあたって、ボランティアの参加、登録は不可欠であることから、上記のとおり意見する次第である。

【意見 7 0】（PDCA の視点）

教育委員会事務局は、各学校元気アップ地域本部に対して、運営協議会を定期的に開催するように指導されたい。

【意見 7 1】（組織的連携の視点）

教育委員会事務局は、地域コーディネーターがその役割をより発揮するように指導されたい。

（理由）

全 126 校のうち実に 21 校において、年間の運営協議会の開催回数が 0 であった。学校元気アップ地域本部の運営協議会は、学校、家庭、地域という異なった多様な主体が 1 つの組織である学校元気アップ地域本部を、「組織的な連携」のもと運営していく上で、重要な会議体である。かかる会議体の開催が 1 度も行われていないということは、学校元気アップ地域本部において連携が取られていないことを示すに等しい。

また、開催回数の中央値も年間わずか 2 回であり、年間 1 回しか開催されていない学校は 36 校にものぼる。

運営協議会の運営は、教職員との連携、地域人材や社会資源の発掘・確保、学校と地域本部間の連絡調整など本事業全体のコーディネートを行うべき地域コーディネーターの役割であると思われる。しかし、このように運営協議会が年間数回程度しか行われておらず、または、全く活動がされていない実態を見るに、地域コーディネーターは役割を果たせていないと指摘せざるを得ない。

ついては、教育委員会事務局において、地域コーディネーターに対して、その役割をより発揮するように指導するとともに、各学校元気アップ地域本部に対して、その活動がより活性化するため、運営協議会を定期的に開催するように指導されたい。

【意見 7 2】（組織的連携の視点）

教育委員会事務局は、地域コーディネーターからも、個別にその活動報告の提出を求め、個別の地域コーディネーターを監督、指導されたい。

【意見 7 3】（PDCAの視点）

教育委員会事務局は、各学校元気アップ地域本部の成果報告書を踏まえて、活動内容が活性化するように、個別具体的に監督、指導されたい。

（理由）

地域コーディネーターに対しては、合計 1 億円以上という決して少なくない予算が充てられている。各地域コーディネーターは、各中学校に年間 112.5 日、1 日当たり 2 時間、各学校に 3 名も配置されているなど、相当程度の時間と日数をかけて各学校元気アップ地域本部とかかわりを持っている。

しかし、これまでに述べたように各学校元気アップ地域本部における延べ参加生徒数、延べ参加ボランティア数、ボランティア登録数、運営協議会開催数にはかなりの幅がある。これは、各地域コーディネーターの活動状況の成果の差異であると思われる。

他方で、教育委員会事務局においては、各学校元気アップ地域本部における成果報告書を取得しているのみであり、各地域コーディネーターがいかなる活動をしているかを把握できていないものと思われる。各地域コーディネーターはあくまで地域人材等の発掘や調整業務がメインであって、各地域コーディネーターがボランティアや家庭、教員を巻き込んで活動に広がりを持たせることに意味がある。そのような活動ができているかを、まずは教育委員会事務局において報告を受けた上で、適切に監督、指導していく必要がある。

また、成果報告書を踏まえて、生徒やボランティアの巻き込みが弱い学校元気アップ地域本部に対して、個別具体的な指導をするなどして、積極的に介入していくことが求められる。

1 8 No. 29 高校中退者への支援策

事業名	高校中退者への支援策
事業概要	若者自立支援事業（コネクションズおおさか）と学校が連携し、既存の取組みを活用して、市立高等学校 6 校で出前セミナーを実施するとともに、市立高等学校全校を対象に、学校が若者自立支援事業による支援が必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の隙間に陥る可能性のある中途退学予定者や中途退学者への支援を充実する。
担当	こども青少年局
関連する計画指標	21
事業目標指標	学校連携出張授業を受けた生徒のうち、「コネクションズおおさか」を知り、相談してもいいと思った生徒の割合

目標値※	H30	R1	R2	R3	R4
70%以上	60	71	79	78	79.7
	未達成	未達成	達成	達成	達成

※平成 30 年度及び令和元年度目標は 80%

【意見74】（3E、PDCAの視点）

こども青少年局は、本事業の事業目標指標が達成されているにも関わらず、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率（計画指標21）が大きく改善していないことを踏まえ、本事業内容等の改善を検討されたい。

（理由）

本事業の事業目標指標は、令和2年度に目標値を70%に減少させて以来、目標値を達成し続けている。しかしながら、本事業が「その計画指標に大きく影響を及ぼす事業」とされている計画指標21「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率」は、令和4年度によりやく基準値をわずかに下回ったものの、それまでは基準値を下回ることができていなかった。また、大阪府における高校中退率の平均が1.4%であることに鑑みると（文部科学省・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査・令和元年度）、それでもまだ、大阪市の生活保護世帯の中退率は極めて高い状況にあるといえる。

したがって、本事業に関しては、目標値を超えたとしても、特に生活保護世帯への働き掛けを強化するなど、いまだなお改善すべき点があるということが出来る。そのため、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率がいまだに高いことを踏まえ、引き続き改善に努められたい。

なお、こども青少年局からは、「本事業は、高等学校進学後に明確な進路が定まらないまま、中途退学するなどした場合、自らの将来設計に大きな影響を及ぼすことになるものの、自らは相談機関につながる事が少ないことを踏まえ、高校出張授業等を通じてコネクションズおおさか等の相談機関につながるよう周知や関係づくりを、生活保護世帯に限らず広く実施しているものであり、事業目標を達成しています。」との回答があった。しかしながら、包括外部監査人としては、本事業の事業目標を達成していること自体の重要性を否定するものではないものの、本事業が大きく影響を及ぼす」とされている計画指標21自体は改善していないことを踏まえ、本事業を通じて計画指標21の改善に寄与できるよう、本事業の見直し、改善を促すものである。したがって、単に本事業の事業目標指標を達成するにとどまらず、計画指標21の改善に向けて、さらに見直し、改善を図られたい。なお、当該計画指標21には他の複数の事業が関連しており、他の事業の改善や重点事業の組み合わせを変えるなどの対応を行うこともありうることから、本事業の内容等の改善それ自体が必須とは限らないが、検討は必要である。

【意見75】（PDCAの視点）

こども青少年局は、本事業の対象者が実際に相談又はコネクションズおおさかに登録した人数などの指標も用いながら、段階的に本事業の効果を検証されたい。

（理由）

こども青少年局は、本事業の事業目標指標として、「学校連携出張授業を受けた生徒のうち、「コネクションズおおさか」を知り、相談してもいいと思った生徒の割合」を用いている。実際にコネクションズおおさかに相談に来てもらうための初期段階の目標としては合理的であり、有効な指標といえる。

しかし、本事業の究極の目的は、対象者である中途退学予定者や中途退学者の高校生が実際にコネクションズおおさかにつながることである。したがって、これを端的に示す、コネクションズおおさかに相談を行った対象者の人数、コネクションズおおさかへの登録人数、出前セミナーを行った高校における中退者数の推移なども、事業目標指標として用いることが有益である。

ついては、このような、事業成果を直接的に示す指標も用いながら、本事業の効果を段階的に検証されたい。

19 No.30 児童虐待防止啓発事業

事業名	児童虐待防止啓発事業
事業概要	子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行う。特に11月は、児童虐待防止推進月間として、大阪府、堺市と連携したオープニングイベント、啓発グッズの配布、プロスポーツチームとの連携、児童虐待防止講演会などを実施する。
担当	こども青少年局
関連する計画指標	－
事業目標指標	(平成30年度) 児童虐待ホットラインをはじめ「いずれの相談・通告先も知らない」を20%未満とする。 (令和1年度から令和2年度) 児童虐待にかかる通告義務を知っている割合を80%以上とする。 (令和3年度から令和4年度) 児童虐待にかかる通告先を知っている割合を80%以上とする。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
児童虐待ホットラインをはじめ「いずれの相談・通告先も知らない」割合(20%未満)	22.3%	16%				
		達成				
児童虐待にかかる通告義務を知っている割合(80%以上)			60.6%	63.2%		
			未達成	未達成		
児童虐待にかかる通告先を知っている割合(80%以上)				58.4%	48.8%	58.6%
				未達成	未達成	未達成

(各年度の大阪市こどもの貧困対策推進計画評価書より抜粋)

【意見76】(3E、PDCAの視点)

こども青少年局は、児童虐待にかかる通告義務や通告先について市民の認知度が上がっていない実情を踏まえ、市民に広く認知されるよう啓発活動を工夫されたい。また、児童虐待の原因が複合的なものであることを踏まえ、事業目標指標についても検討されたい。

(理由)

児童虐待防止啓発事業は、計画の進捗に大きく影響を及ぼす事業として、計画当初から重点事業に位置付けられている。平成29年度の実績値が77.7%であったため、計画策定時(平成30年度)の目標値を80%以上としたようだが、これは市政モニター調査の実績値で

あり、市政に関心のある集団における認知度である。平成 30 年度以降は市政モニター制度の終了に伴い民間ネット調査に移行したところ、通告義務についても通告先についても、市民の認知度は 5 割から 6 割程度にとどまっている。

令和 2 年度から令和 3 年度に実績値が低下した理由については、民間ネット調査の実施事業者への業務委託を毎年公募により決定するため、事業者ごとの実施手法の違いにより実績にムラが生じているものと考えているとのことであり、今年度以降は調査方法の一定化を図り、純粋に指標実績の増減を把握するために、行政オンラインシステムを活用したアンケート実施を検討しているとのことであるが、こうした意識調査は、市政に関心のある市民のみを対象とすることは適切でなく、市政に関心のない市民も含めた実態を把握する必要がある。

同事業は、毎年 11 月を児童虐待防止推進月間として、大阪府、堺市と連携したオープニングイベント、啓発グッズの配布、プロスポーツチームとの連携、児童虐待防止講演会などを実施することを事業内容としているが、こうした時限的な取り組みのみで市民の意識を啓発することには限界がある。こども青少年局は、児童虐待にかかる通告義務や通告先について市民の認知度が上がっていない実情を踏まえ、市民に広く認知されるよう、啓発活動を工夫されたい。

また、児童虐待は、養育者の貧困や孤立など、様々な要因によって発生するため、児童虐待にかかる通告義務や通告先のみならず、様々な支援の相談先の認知度が重要と思われる。大阪市のホームページには、児童虐待防止への取り組みの状況について一覧表を掲載しているが、こうした取り組みがどこまで市民に認知されているのか不明である。こども青少年局は、児童虐待にかかる通告義務や通告先の認知度のみを事業目標指標とすることが適切かどうかについても検討されたい。

20 No.31 こどもを守る地域ネットワーク機能強化

事業名	こどもを守る地域ネットワーク機能強化
事業概要	児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るとともに、関係機関が連携し、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要なこどもに関する対策を円滑に実施します。
担当	こども青少年局
関連する計画指標	—
事業目標指標	区要対協において、実務者会議を年間 12 回以上開催し、支援内容の検討を行い支援につなげることができている区の割合

年度	H30	R1	R2	R3	R4
区要対協において、実務者会議を年間 12 回以上開催し、支援内容の検討を行い支援につなげることができている区の割合	96%	100%	100%	100%	100%
	未達成	達成	達成	達成	達成

【意見 77】（PDCAの視点）

こども青少年局は、こどもを守る地域ネットワーク機能強化について事業目標指標を見直し、有効な事業目標指標を設定されたい。

（理由）

- (1) 厚生労働省は、平成 26 年 4 月 1 日から「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」の適用を各都道府県知事に通知した。この事業は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的として、調整機関に職員（以下「調整機関職員」という。）を配置し、以下のいずれかを実施することを事業内容とする。

ア 調整機関職員の専門性強化

イ 地域ネットワーク構成員の連携強化

ウ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

エ 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組

オ 地域住民への周知を図る取組

- (2) 大阪市は、「要保護児童対策地域協議会機能強化事業」として、各区要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）へのスーパーバイザー（以下「SV」という。）派遣や、専門的研修会の企画・講師派遣を、特定非営利活動法人児童虐待防止協会に業務委託している。

業務委託契約の仕様書には、「専任の運営管理者を配置して、各区要対協調整機関からの要対協運営にかかる相談等に、各区の実情に応じて、より効果的な事業実施方法を提案するなど、コーディネート機能をもつこと」「派遣回数は…年間 500 回を基準とし、各区月 2 回程度を目標とすること」「各区の実務者会議への派遣については、継続した助言支援が必要なことから、できるだけ年間を通して同一のスタッフを派遣すること」「個別ケース検討会議への派遣については、可能な限り各区のケース内容に応じた専門的分野を考慮したスタッフを派遣すること」と定められている。

- (3) 上記のように、業務委託契約の仕様書において、「派遣回数は…年間 500 回を基準とし、各区月 2 回程度を目標とすること」と定めた理由について、こども青少年局は、「要対協の実務者会議（月 1 回以上開催）へのSV派遣（月 1 回以上）に加え、個別ケース検討会議等や専門的研修へのSV派遣（月 1 回程度）を行うことで、職員の専門性の確保・向上を図り、より適切な支援体制を確立するため」と回答している。

しかし、令和 4 年度の事業実績（区要対協へのSV派遣実績）は、以下のとおり、実務者会議へのSV派遣が大部分を占めており、それ以外の会議や研修への派遣は 100 回程度（1 区あたり年 4～5 回程度）にとどまっている。

種別	S V 派遣回数
① 代表者会議	17
② 実務者会議	315
③ 個別ケース検討会議	36
④ ケース検討支援室会議	32
⑤ その他会議	5
⑥ 専門的研修	13
⑦ その他	4
合計	422

(こども青少年局より提供された資料による)

また、令和 3 年度以前の区要対協への S V 派遣実績においても、以下のとおり、実務者会議等への S V 派遣が大半であり、専門的研修への S V 派遣は限定的である。

区要保護児童対策地域協議会へのスーパーバイザー派遣実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実務者会議等	387	374	381	371
専門的研修	24	27	2	11
合計	411	401	383	382

(こども青少年局より提供された資料による)

- (4) 本事業の事業目標指標は、「区要対協において、実務者会議を年間 12 回以上開催し、支援内容の検討を行い支援につなげることができている区の割合」とされている。令和元年度以降、全ての区において 12 回以上の実務者会議が開催され、目標値を達成しているが、この指標では、各区において実務者会議を年間 12 回以上開催しているかどうかを確認できるとどまり、各区における S V 派遣事業の運用実績も、当該事業による効果検証もできない。

また、このような事業目標指標では、業務委託契約において目標とした派遣回数（年間 500 回を基準とし、各区月 2 回程度を目標とする）を達成することや、個別ケース検討会議等や専門的研修への S V 派遣（月 1 回程度）を実現することも期待できない。これまでの S V 派遣実績からすれば、実務者会議以外の会議や専門的研修について、各区において月 1 回程度の S V 派遣を行う必要があるかどうか疑問である。

事業名	こどもを守る地域ネットワーク機能強化		H30	R1	R2	R3	R4
事業指標	区要対協において、実務者会議を年間12回以上開催し、支援内容の検討を行い支援に繋げることができている区の割合	北区	○	○	○	○	○
		都島区	○	○	○	○	○
		福島区	○	○	○	○	○
		此花区	○	○	○	○	○
		中央区	○	○	○	○	○
		西区	○	○	○	○	○
		港区	○	○	○	○	○
目標値	100%	大正区	○	○	○	○	○
		天王寺区	○	○	○	○	○
		浪速区	○	○	○	○	○
		西淀川区	○	○	○	○	○
		淀川区	○	○	○	○	○
		東淀川区	×11回	○	○	○	○
		東成区	○	○	○	○	○
		生野区	○	○	○	○	○
		旭区	○	○	○	○	○
		城東区	○	○	○	○	○
		鶴見区	○	○	○	○	○
		阿倍野区	○	○	○	○	○
		住之江区	○	○	○	○	○
		住吉区	○	○	○	○	○
		東住吉区	○	○	○	○	○
		平野区	○	○	○	○	○
		西成区	○	○	○	○	○

- (5) 本事業の効果を測定するためには、各区におけるSVの派遣実績や、これによる改善効果等を測定する必要がある、少なくとも、各区における実務者協議の開催回数のみをモニタリングすることが、有効な事業目標指標になるとは認められない。

こども青少年局は、こどもを守る地域ネットワーク機能強化について事業目標指標を見直し、有効な事業目標指標を設定されたい。

2 1 No.32 大阪市こどもサポートネットの構築

事業名	大阪市こどもサポートネットの構築
事業概要	支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保育、福祉分野の総合的な支援が必要だが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要なこども世帯を学校園において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援するネットワークを強化する。
担当	区役所、こども青少年局、教育委員会事務局、福祉局
関連する計画指標	27
事業目標指標	(平成30年度から令和4年度) 大阪市こどもサポートネットにおけるコーディネーター・スクールソーシャルワーカーの配置により、スクリーニング会議が効果的に開催され、そのアセスメントの結果、教育分野及び福祉等分野の支援による総合的な支援に役立ったとする学校の割合(アンケートで「役立った」と回答する学校の割合)を80%以上とする。 (令和1年度から令和4年度) スクリーニングで判明した課題のある児童・生徒を支援制度につないだ割合を80%以上とする。

	H30	R1	R2	R3	R4
アンケートで「役立った」と回答する学校の割合（80%以上）	92.5%	92.5%	89.9%	91.7%	92.8%
	達成	達成	達成	達成	達成
スクリーニングで判明した課題のある児童・生徒を支援制度につないだ割合（80%以上）	70.2%	73.5%	53.1%	50.3%	94.8%
		未達成	未達成	未達成	達成

（各年度の大阪市こどもの貧困対策推進計画評価書より抜粋）

【指摘 15】（資料の正確性確保、組織的連携及びPDCAの視点）

- 1 こども青少年局は、「スクリーニングで判明した課題のある児童・生徒を支援制度につないだ割合（80%以上）とする」とした事業目標指標に対する実績値算定の基礎となる「こどもサポートネット活動記録」の記載上の扱いが各区で異なっていたことが令和4年度において認められたため、あるべき記載に改めるよう各区に対し周知徹底し、実績値を算定した。しかし、令和2年度及び令和3年度においては、これについては是正されないままとなっている点、大阪市こどもの貧困対策推進計画評価書において何ら説明がされていない。事業が本格実施された令和2年度及び令和3年度について正確な実績値を用いることができなかった理由を記載するなど、公表されているデータについて補足し、説明することについて検討されたい。
- 2 各区は、大阪市こどもサポートネット事業の実施主体が区役所であり、当該事業が区長のマネジメントのもと区役所と学校が協働し、関係行政機関、NPO・支援団体等の地域資源等と連携して実施するものであるから、月報を作成するにあたっては、その記載内容が実態と整合しているかなどの観点から確認する手続について検討し、各区の実態説明に資するものとされたい。

（理由）

- (1) 上記の事業目標指標の上段は学校において評価されたものであり、教育委員会事務局が学校に対するアンケート結果を集約して算定している。これは、「大阪市こどもサポートネットにおけるコーディネーター・スクールソーシャルワーカーの配置により、スクリーニング会議が効果的に開催され、そのアセスメントの結果、教育分野及び福祉等分野の総合的な支援による総合的な支援に役立ったとする学校の割合（アンケートで「役立った」と回答する学校の割合）」であり、学校現場の実態を示しているといえる。概ね9割程度の回答で推移している。

一方、下段は、毎月、区が作成する活動記録である「こどもサポートネット活動記録」（以下「月報」という。）をもとに算定している。月報は、要支援者の状況を一覧化し、漏れなく適切な支援が行き届くよう進捗管理するツールであり、エクセルシートにて様式化され、記載にあたっての留意事項と共に区へ提供されている。

月報では、各区の活動を総括しており、学校及び区役所が対応し、何らの支援につながったかどうかを確認することができる様式となっている。以下は、それらの状況の全体像を確認できるものとなっている（項目のみ表示、件数は略）。

全ケース数	学校のアウトリーチ	区役所のアウトリーチ (支援提供含む)	支援状況 (○は支援利用)
A こサポ ケース数	B ○ Aのうち、アウトリーチできた実数 (話ができた等)	E ○ Bのうち、アウトリーチできた実数 (話ができた等)	K ○ Eのうち、なんらかの支援利用につ なだった実数 (要対協含む)
			L × Eのうち、支援利用につながらな かった実数 (本人の検討中含む)
		F × Bのうち、アセスメントの結果、学 校における支援のみとなり、区はア ウトリーチしていない	M ○ Fのうち、なんらかの支援利用につ なだった実数 (要対協含む)
			N × Fのうち、支援利用につながらな かった実数 (本人の検討中含む)
		G × Bのうち、アウトリーチできなかった実 数 (連絡がつかない、拒否された等)	M ○ Gのうち、なんらかの支援利用につ なだった実数 (要対協含む)
			N × Fのうち、支援利用につながらな かった実数 (本人の検討中含む)
	C × Aのうち、アウトリーチできなかった 実数 (連絡がつかない、拒否され た等)	J 準備中 Bのうち、準備中の実数	M ○ Jのうち、なんらかの支援利用につ なだった実数 (要対協含む)
			N × Fのうち、支援利用につながらな かった実数 (本人の検討中含む)
		H ○ Cのうち、アウトリーチできた実数 (チラシを持って学校を通さず直接 相談にきた等)	O ○ Hのうち、なんらかの支援利用につ なだった実数 (要対協含む)
		I × Cのうち、アウトリーチできなかった 実数 (学校から繋がっていない 等)	P × Hのうち、支援利用につながらな かった実数 (本人の検討中含む)
	D 準備中 Aのうち、準備中の実数		記載不要 (左記Iと同数のため)
	Aのうち、 初回アセスメントの結果、こ サポ案件としない案件		

(「こどもサポートネット活動記録」の一部を加工)

- (2) 当該事業目標の実績値は、平成 30 年度及び令和元年度は 7 割程度であった (モデル実施 7 区)。令和 2 年度からはモデル実施区の実績値を参考に目標値を 80% として当該事業は全区展開されたが、令和 2 年度及び令和 3 年度の実績値は 5 割程度であった。これについては、当初、こども青少年局においては、各区に対してヒアリングを実施し、コロナ禍のため通常の事務が行えなかったことや、支援対象者が支援を拒むこと、また支援つなぎ先が閉鎖されている場合などの理由から支援につながりにくい状況下であったと分析していた。

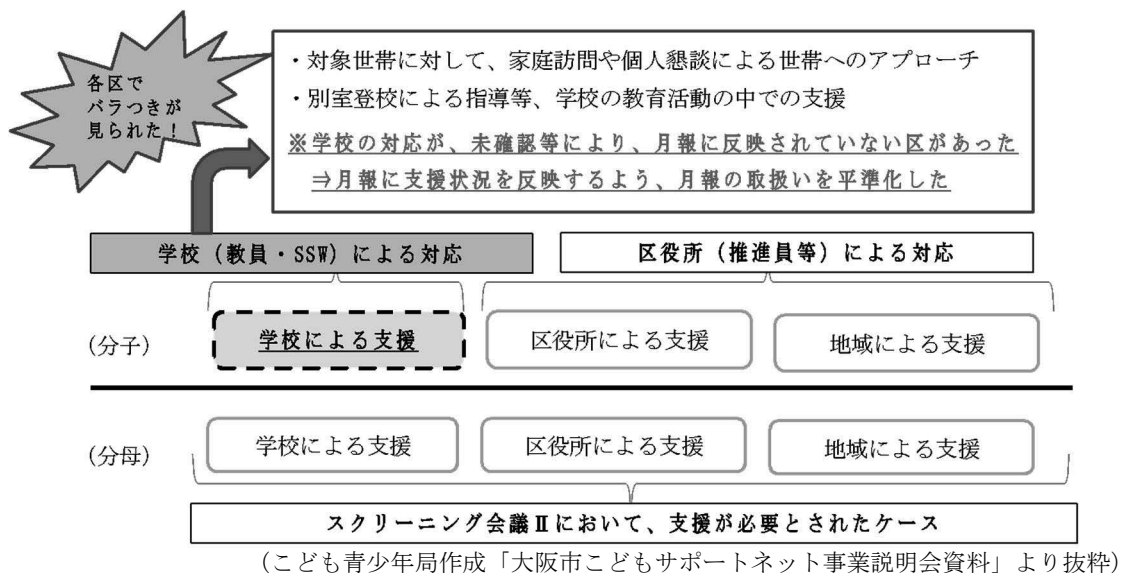
しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきた令和 4 年度において、区ごとに実績値の改善状況が異なることが月報から確認できたことから、改めて、こども青少年局から各区へのヒアリングを実施した。その結果は以下のとおりである。

各区へのヒアリングの結果

- ・区の実情により、区の判断により、事業実施が行われているが、月報への実態反映の考え方についても、区によってバラつきがみられた。
- ・スクリーニング会議Ⅱにおいて、「学校による支援が必要」とされたケースについて、学校により「校内指導（家庭訪問や保護者面談）等が行われている場合でも、「アウトリーチ」のカウント等がされていない区がみられた。また、要対協につなげたケースのうち、本事業でも引き続き見守り対応を行うとされたケースについても、支援先につなげていないと判断し、カウントされていない区があった。

（こども青少年局作成「大阪市こどもサポートネット事業説明会資料」より抜粋）

各区へのヒアリングの結果、月報への反映について区によってバラつきが生じていたことが判明したため、区の扱いが統一されるよう、以下のように、要支援者等に対して、個別の事情に応じた何らかのアプローチがされていれば、対応したケースとして月報に記載するよう改めて周知した。その結果、令和4年度の実績値は9割を超えることとなった。



- (3) こども青少年局は、支援状況について進展がないものやアセスメント結果どおりの支援ができていないケースなど、月報から読み取れる事項について、その原因について前述のとおり各区へヒアリングを実施し、状況確認を行うとともに、従事者研修においてアプローチ手法等の好事例の共有などにより、実績値の改善がみられるよう取り組んできた。また、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきた令和4年度において、区ごとに実績値の改善状況が異なることが月報から確認できたことから、改めて各区へヒアリングを行った結果、月報への反映について区によってバラつきが生じていたことが判明したため、区の扱いが統一されるよう、要支援者等に対して、個別の事情に応じた何らかのアプローチがされていれば、対応したケースとして月報に記載するよう改めて周知し、令和4年度において改善されたところである。

しかし、当該事業の目標である「スクリーニングで判明した課題のある児童・生徒を支援制度につないだ割合」は、大阪市こどもの貧困対策推進計画における28の計画指標のひとつであるNo.27「大阪市こどもサポートネットで支援につないだ割合」としても位置付けられている点、過去の大阪市こどもの貧困対策推進計画評価書においては、正しい情報を前提にした評価ができていなかったといえる。

- (4) よって、こども青少年局は、令和２年度及び令和３年度については、「こどもサポートネット活動記録」の記載の扱いについては是正されないままとなっている点、評価書において何ら説明がされていない。事業が本格実施された令和２年度及び３年度について正しい考え方に基づいた実績率を用いることができなかった理由を記載するなど、公表されているデータについて補足し、説明することについて検討されたい。
- (5) 「こどもサポートネット事業実施要綱」によれば、「学校園において、学校生活や家庭生活・家庭環境、経済的困窮等の課題を抱えたこども及び子育て世帯（以下「要支援者等」という。）を発見し、区役所と連携して保健福祉の支援制度や地域資源の適切な支援につなぎ、社会全体で総合的に支援するため」事業を実施するとして、その実施主体を「区役所」とし、「区長（区担当教育次長）のマネジメントのもとで区役所と学校園が協働し、関係行政機関、NPO・支援団体等の地域資源等と連携して事業を実施する。また、学校園においては、要支援者等に係る個人情報の作成主体及び提供主体として、本件事業に係る保有個人情報の適切な管理に努めることとする。」と明記されている。
- (6) 上記要綱に定められているように、当該事業は学校において児童・生徒の状況を把握することから始まり、学校による支援のみならず、必要に応じて福祉支援に適時適切に繋げていく場合もある。この点、学校側から区への情報共有は重要であり、区においても学校に対して状況説明を求めるなど、実態把握が望まれるところである。
- (7) したがって、各区は、大阪市こどもサポートネット事業の実施主体が区役所であり、当該事業が区長のマネジメントのもと区役所と学校が協働し、関係行政機関、NPO・支援団体等の地域資源等と連携して実施するものであるから、月報の作成においては、その記載内容が実態と整合しているかなどの観点から確認する手続について検討し、各区の実態説明に資するものとされたい。

【意見７８】（PDCAの視点）

こども青少年局及び教育委員会事務局は、令和４年度において、設定されている事業目標指標がいずれも達成したことに鑑み、個別の事情を踏まえて対応すべき案件に着目し、それを改善していくための指標など、新たな視点を入れた目標指標の設定について検討されたい。

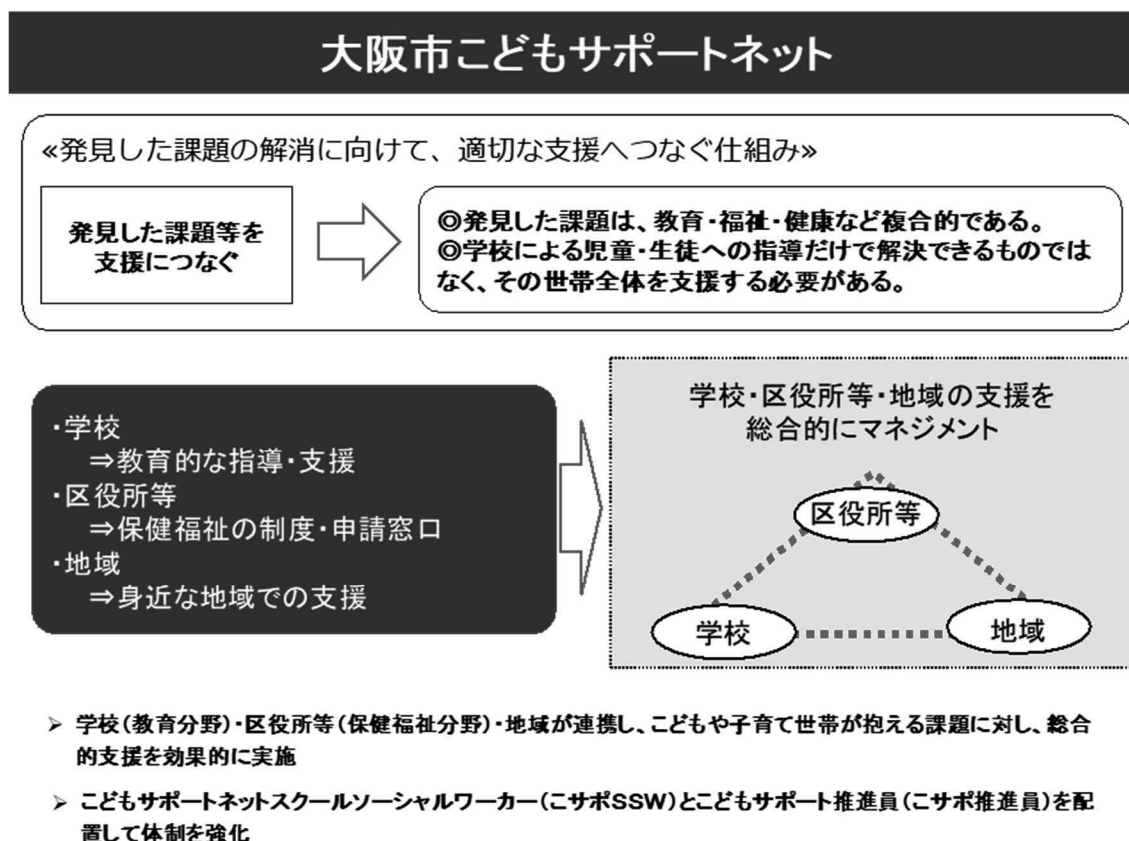
（理由）

- (1) 教育委員会事務局において設定された事業目標指標「アンケートで「役立った」と回答する学校の割合（80%以上）」は、教育委員会事務局が各学校に対して行ったアンケート結果に基づいたものであり、学校側の事業を利用した感想によるものとなっている。全区展開となった令和２年度から３年経過しており、学校現場においても当該事業への理解は相当程度進んでいると考えられる。また、目標値は毎年達成しており、指標設定の考え方について改めて検討すべきと考えられる。
- (2) こども青少年局が確認している目標値については、過去において実績集計上の不備はあったにせよ、令和４年度において目標を達成している。「スクリーニングで判明した課題のある児童・生徒を支援制度につないだ割合（80%以上）」という市全体の目標設定を行い、区の達成状況を確認することは引き続き実施するにしても、別の視点からの目標値を定めて当該事業をさらに浸透させていくことも必要である。
- (3) 【指摘１５】において述べた各区の活動状況を総括した「月報」は、学校及び区役所が対応し、何らの支援につながったかどうかを確認することができる様式となっている。何らかの支援利用につながらなかったもの（表中L、N、P、I）として特定された案件は、児童・生徒及びその家族への働きかけが長期にわたるものも多く、効果的な支援の提供がされないまま卒業する可能性もある。
- (4) よって、こども青少年局及び教育委員会事務局は、令和４年度において、設定されている事業目標指標がいずれも達成したことに鑑み、個別の事情を踏まえて対応すべき案件に着目し、それを改善していくための指標など、新たな視点を入れた目標指標の設定について検討されたい。

【意見 7 9】（組織的連携の視点）

教育委員会事務局は、各学校に対する大阪市こどもサポートネット事業に関するアンケート調査などを通じて、確認し把握した学校の状況について、こども青少年局及び区に対して情報共有の機会を設けることについて検討するとともに、確認されているこサポ事業に係る課題についてこども青少年局及び区と連携して対応されたい。また、区は、確認された課題を踏まえ、「学校による支援」の状況を適切に把握し、活動記録への記載を行われたい。
（理由）

- (1) 大阪市こどもサポートネット（以下「こサポ」という。）は、学校での「スクリーニング」（全ての児童生徒を対象として、問題の未然防止のために、データに基づいて、潜在的に支援の必要な児童生徒や家庭を適切な支援につなぐための迅速な識別）により、世帯の経済的困窮等をはじめとした課題を抱える要支援者（こども及び子育て世帯）を発見し、保健福祉の支援制度や地域資源の適切な支援につなぎ、要支援者を社会全体で総合的に支える仕組みとして、令和 2 年度より全区役所において実施されている。



（こども青少年局作成「大阪市こどもサポートネット事業説明会資料」より抜粋）

- (2) 学校内においてスクリーニングし、課題のある児童生徒について対応がされるステップは次のとおりである。

スクリーニング

まず、子どもが一日の多くを過ごす学校園における教職員等の「気づき」を活かし、適切な支援につなげるため、全ての児童生徒等の課題の有無や現況について記載する様式化された「スクリーニングシート」を各区内の学校において作成することにより、課題等を「見える化」する。

スクリーニングシートは原則として、学校において各クラスを単位として作成し、記録する項目は 1 か月ごとに更新するなどして児童・生徒等の最新の現況を把握する。なお、スクリーニングシートの記録項目は、各区の学校園と区役所が協議の上、定める。

スクリーニングシートは児童生徒の担任教諭が校務支援システムにおいて作成し、共有フォルダー内で保存・閲覧され、情報の追加がなされる。

[illegible]

スクリーニング会議Ⅰ

当該会議では、全児童・生徒等のスクリーニングシートを教職員で情報共有するとともに、区役所等と連携した支援が必要であると判断した要支援者等について、要支援者等のスクリーニングシートから転記された情報及び要支援者等の氏名・住所等の情報で構成される「こどもサポートネット連絡票」（以下「こサポ連絡票」という。）を作成し、スクリーニング会議Ⅱに提供することにより、学校における教育分野の支援や区役所における保健福祉分野の支援制度、地域資源などにおける身近な支援につなげるアセスメント（評価、支援方法の見立てを行うこと）に寄与する。

スクリーニング会議Ⅱ

162

これは、こサポ連絡票をもとに、個別のケースについて検討を行い、適切な支援方針を決定するとともに、区役所の職員及び学校園の職員の中から支援担当者を選任し、決定した支援方針に基づいた支援につなげるものである。

スクリーニング会議Ⅱの構成員については、区役所配置のこサポスクールソーシャルワーカー（以下「こサポSSW」という。）、こサポ推進員、対象校の管理職、生活指導員担当教員、スクールカウンセラー及び地域の実情に応じ区役所と学校園が協議の上で適当と認める者（民生委員・児童委員のように、法令に基づく守秘義務が課された者に限定する）としている。

自立相談支援機関による支援

アセスメント、こサポ推進員のアウトリーチ等により、保健福祉分野の複合的課題に対する支援の必要性が認められた場合は、自立相談支援機関に配置している相談支援員と連携する。

情報提供を受けた自立相談支援機関は、生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめとした各種支援を必要に応じて関係機関等と連携しつつ実施する。

進捗管理

スクリーニング会議Ⅱで選任された支援担当者が、支援の進捗状況をスクリーニング会議Ⅱに報告し、こサポSSWが支援の継続・見守り・支援の終了などに整理して課題の解消を図る。また、支援の進捗管理を行うためにも、こサポ連絡票に支援状況や効果を記録する。

- (3) スクリーニングは、実務マニュアルである「こサポの知恵袋（大阪市こどもサポートネットマニュアル&実務事例集）」（以下「実務マニュアル」という。）に標準様式として記載されているスクリーニングシートをもとに行われる。当該シートには検討項目が一覧化されており、学校側と区との協議により項目を追加することができる。これについて、各区へ確認したところ、下については、学校側において追記されているケースや評価にあたって区から依頼するなどのケースもあったが、概ね標準様式を用いているとの回答であった。

- (4) 学校が作成する「こサポ連絡票」には、スクリーニングシートから転機された情報及び要支援者等の氏名・住所、ジェノグラム（援助者が、利用者を中心とした家族関係を理解するために作成された図のこと。利用者の周囲の人間関係が一目で年齢や関係性が理解でき、家族状況や家族な支援のキーパーソンを見つけるための資料となる）等が記載項目として様式化されている。これらの項目に加え、学校と区の協議の上、追記することができると実務マニュアルには記載されている。

これについて、各区へ確認したところ、実務マニュアルに記載の項目に加え、手当の受給状況、障がい福祉サービスの利用の有無、家族の障がい者手帳の所持の有無等を記載したり、対象となる児童生徒の最近の様子や「欠席日数」「遅刻日数」「早退日数」の記載や、「ひとり親世帯」に関する情報など、支援の方向性を決定するにあたって必要と思われる項目を追加している。また、個別の事案により実務マニュアルに記載されている項目では不足と思われる場合には、ヒアリングにより必要な情報を記載すると回答している区もあった。

なお、令和5年度より家庭状況について確認する項目にヤングケアラーに関して追加されている。

- (5) ここで、実務マニュアルには、スクリーニング会議Ⅱの対象とする案件とすべき、一定の基準が目安として示されているが、最終的には区と学校との協議に委ねられている。この点、各区へ確認したところ、実務マニュアルにおける一定の目安については参考として扱い、スクリーニング会議Ⅱでの検討の要否は学校側の判断を尊重するとの回答であった。

学校側でスクリーニング会議Ⅰにおいて、スクリーニング会議Ⅱの対象としないと判断された児童生徒は、学校内での通常の指導の範囲で対応することとなり、その後のスクリーニングの更新を通じて評価されることになる。

- (6) スクリーニングシートの作成が適切に行われているのかについて、教育委員会事務局ではどのように確認しているのかを質問したところ、当該シートの記載の過程、その後の会議においてスクリーニング結果が確認され、情報の更新がされるなどの手続により、適切な運用が図られているとの認識であった。
- (7) 教育委員会事務局では、各学校に対し、毎年こどもサポートネット事業の運用実態を把握するためのアンケート調査を行なっている。調査項目は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) スクリーニングシート(2) スクリーニング会議Ⅰ(3) スクリーニング会議Ⅱ(4) こサポスクールソーシャルワーカーの活用(5) こサポの効果(6) 学校と区役所の連携(7) こサポを効果的に活用するためには(8) こサポの課題 |
|---|

- (8) 当該アンケート調査では、「スクリーニングシートの更新の頻度」についても確認しており、これによれば、学校全体の6割を超える学校が毎月及び児童・生徒の状況の変化の都度、スクリーニングシートの加筆修正を行なっている。これらの学校については、児童・生徒の状況変化についての学校内で共有できていると考えられるが、それら以外の学校については、児童生徒の状況変化に応じた対応ができているかは窺い知ることができない。
- (9) スクリーニング会議Ⅱにおけるアセスメントの結果、支援内容（教育的支援、保健福祉的支援、要保護児童対策地域協議会に連絡）が決定されるが、「支援不要」としてこサポの案件としない場合がある。こども青少年局によれば、当該事案に該当するケースは少数とのことであるが、引き続き学校側で確認の対象となり、スクリーニングシートの更新により、児童・生徒等の最新の現況を把握することとなる。
- それ以外については、区及び学校のそれぞれで対応するか、両者が連携して対応するかのいずれかとなるが、支援世帯へのアウトリーチ含め、こサポ推進員及びこサポSSWが要支援者等への対応に関わっていく。それらの活動についてはこサポ連絡票（支援記録）として、区や学校側と共有される。
- (10) スクリーニング会議Ⅱで教育的支援が必要であると判断されたケースにおいては、要支援者等の状況に応じた学校内での支援を行い、支援の状況についてこサポ連絡票（支援記録）に記載され、スクリーニング会議Ⅱにおいてその内容が共有されることになるが、当該会議が実務マニュアルに記載されているとおり原則毎月開催する、あるいは、状況変化の都度開催されていない場合には、適時の情報共有は困難であり、学校側の支援の状況の把握が遅れる可能性も生じる。
- (11) 区ではスクリーニングの更新頻度やスクリーニング会議Ⅰでの検討状況などを知ることができない。これらについては、現状、教育委員会事務局によるアンケート調査結果から確認するほかない。

また、区はこサポ活動記録「支援状況」の記載にあたり、「学校による支援」の状況を把握する必要があるが、教育的支援の状況に関して、スクリーニング会議Ⅱの開催頻度によっては適時の情報共有に課題が生じている可能性がある。さらには、当該アンケート調査によって判明している課題には、区と共有し、対応すべきものも含まれており、教育委員会事務局、こども青少年局及び各区はさらに連携し対応が必要と思われる。

【活動記録「支援状況」の内容】

支援状況									
⑫ 支援状況実数	ア 区役所等の支援	イ 生活困窮者自立支援制度	ウ 要保護児童対策協議会	エ 工関係機関の支援等	オ 才塾代助成事業	カ 医療機関・警察の支援	キ 居場所・学習支援等の支援	ク 民生委員、児童委員・主任児童委員、保護司、地域の支援 団体・役員等	ケ 学校における支援 アウトリーチ済みで支援を準備中のものに○ その他拒否や連絡が取れない等○

(月報活動記録の一部を記載)

- (12) 教育委員会事務局は、各学校に対するこサポ事業に関するアンケート調査などを通じて確認し把握した学校の状況について、こども青少年局及び区に対して情報共有の機会を設けることについて検討するとともに、確認されているこサポ事業に係る課題についてこども青少年局及び区と連携して対応されたい。

【意見80】(3E、組織的連携の視点)

- こども青少年局及び各区は、各区のこサポに係る事務の現状を把握し、事務の効率性や適切性の観点から見直すべき事項がないか確認されたい。
- こども青少年局及び教育委員会事務局は、スクリーニング会議Ⅱの開催頻度の実態について把握し、学校と区が児童生徒に関する支援状況について適時適切に共有できる体制となっているか検討されたい。

(理由)

- こサポ連絡票は、スクリーニング会議Ⅱにおいて支援の方針を決定するに際し、要支援者等に関する情報が記載されたものと、支援の方向性やその後の支援の活動状況を記録するものとで構成されている。前者は学校側において作成され、紙媒体で区へ提供され、後者は活動の状況やスクリーニング会議Ⅱの開催の都度更新され、その情報は区と学校側で共有される。
- 実務マニュアルでは、スクリーニング会議Ⅱの開催については原則毎月開催することと記載されているが、学期ごとや状況が変わった都度など、学校によってばらつきがある。なお、区役所側において保健福祉分野の支援の状況について学校側と情報共有するのはスクリーニング会議Ⅱにおいてであり、当会議の開催の適時に情報共有ができないこともあり、こサポ推進員が学校訪問時に活動状況をあわせて報告している。
- こサポ連絡票の扱いや支援状況の共有について、実地調査を行なった当該区の監査において確認したところ、次のとおりであった。
 - 学校側で作成した連絡票(手書き)が区へ送られてくる
 - 区では(ア)をもとにあらためてパソコンにて連絡票を作成し追加する

(ウ) 支援の状況について学校への状況報告は学校訪問時等に口頭などで行う

(エ) 年度末の総括として一覧にしたもの（実地調査を行なった当該区の独自様式）を学校へ送る

上記の（イ）については、学校側が作成したこサポ連絡票を紙媒体で受け取った後、改めて区で同じ内容を入力し、その結果をアウトプットしたものをファイリングしているとのことであった。ほかの区では学校側が作成したこサポ連絡票は受け取った後、そのままファイリングするとの回答もあり、区によって扱いが異なるようである。

また、（ウ）については学校側との情報共有は口頭によってのみ行われている点、学校側でどのように文書化しているかは不明であるが、（エ）のとおり、年度末において区が総括資料を作成し、当該資料を区から学校へ送付している。ほかの区では、こサポ連絡票の支援記録を使用しているもの、あるいは区の独自様式によっているもの、区で作成したケース記録をもとに口頭で情報共有するなど、区によって扱いが異なっている。

- (4) 実地調査を行なった当該区のように、学校側が作成したこサポ連絡票を改めて入力し作成し直すなどの作業については、事務効率の観点から見直されるべきである。また、要支援者等の情報を的確に把握し、適時適切に支援に繋げていくという目的を達成することが重要であるため、区と学校との状況に応じた情報共有は当然のこととしても、各区は、個人情報保護の観点及び正確に情報共有するという観点から、口頭による方法や情報共有の時期については現状の方法が適切であるか検討されるべきである。
- (5) こども青少年局及び各区は、各区のこサポに係る事務の現状を把握し、事務の効率性や適切性の観点から見直すべき事項がないか確認されたい。
- (6) 実務マニュアルでは、スクリーニング会議Ⅱは原則毎月開催することと記載されている。これを前提にすると毎月学校と区がそれぞれ支援の状況を共有することとなるが、現状、スクリーニング会議Ⅱを毎月開催している学校は少数である。
- (7) 実地調査を行なった当該区ではスクリーニング会議Ⅱは1学期と年度末（総括会議との位置付け）に開催しているが、案件の状況に応じて対応するとの方針であった。また、区の支援状況についての学校への伝達は口頭によっており、教育的支援の状況については学校側の対応となるため、区では適時にその詳細を知ることはできない。
- (8) したがって、こども青少年局及び教育委員会事務局は、スクリーニング会議Ⅱの開催頻度の実態について把握し、学校と区が児童生徒に関する支援状況について適時適切に共有できる体制となっているか検討されたい。

【意見81】（組織的連携の視点）

区及び教育委員会事務局はこサポに係る課題を共有する機会として、区教育行政連絡会を活用することについて検討されたい。

（理由）

- (1) 区では施策推進に関し、区内の小中学校等との必要な連絡調整及び意見交換等を行う会議体として「区教育行政連絡会」を設定している。こサポは学校現場の安全・安心な教育環境を実現するための事業であり、区と学校との緊密な連携が求められることから、当連絡会においても事業について課題があれば共有されるべきものとする。
- (2) 教育委員会事務局は、各区に対して区教育行政連絡会の開催頻度や議題の内容について確認し、その結果を取りまとめているが、当該資料からは、全ての区においてこサポに関連する内容が議題として取り上げられ、必要な検討がされているかについて、確認ができなかった。これについて、包括外部監査人から区に対して質問をしたところ、こサポに関する課題は共有しているとの回答のほか、区教育行政連絡会においては共有せず直接学校と意見交換しているとの回答もあった（各区の状況については別紙2を参照）。
- (3) 学校ごとの個別具体的な課題について、区は各学校と直接協議し、対応をすることは重要である。一方、区長は区担当教育次長として、組織横断的な取り組みであるこどもサポートネット事業にかかる課題については、区と区内に設置されている学校全体で共

有し、その対応に取り組むべきものである。課題と捉えられたものの中には、各学校共通の認識に立って取り組むべきものもあると考えられ、それらを共有することは学校における気づきを促すことに役立つと思われる。

- (4) また、教育委員会事務局が毎年各学校に対して実施しているアンケート調査結果の「こサポの課題」に関しては、全学校共通の事項として検討されるべきものが含まれている。それらについて、区教育行政連絡会を活用することにより、こサポに関する課題について区と共有し、それらの対応について具体的な検討が可能になると考える。
- (5) よって、区及び教育委員会事務局はこサポに係る課題を共有する機会として、区教育行政連絡会を活用することについて検討されたい。

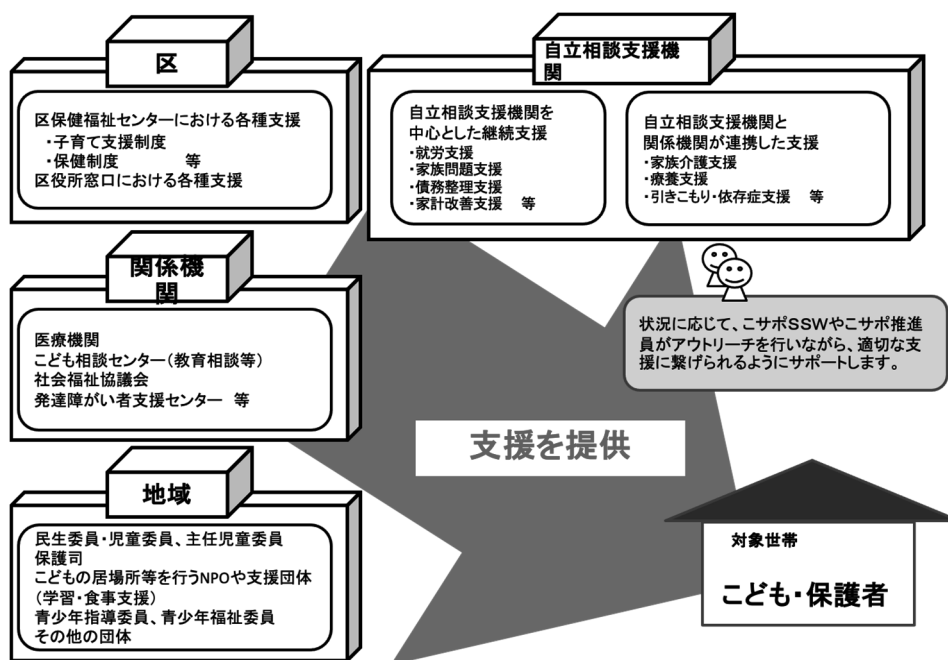
【意見 8 2】（組織的連携の視点）

教育委員会事務局は、毎年実施しているこサポに係るアンケート調査結果を区及びこども青少年局と共有し、こサポ運用上の課題への対応について検討されたい。

また、区及びこども青少年局は、実施要綱の趣旨を達成し、要支援者等の支援に資するという観点から、こサポの従事体制及び業務の現状について確認されたい。

（理由）

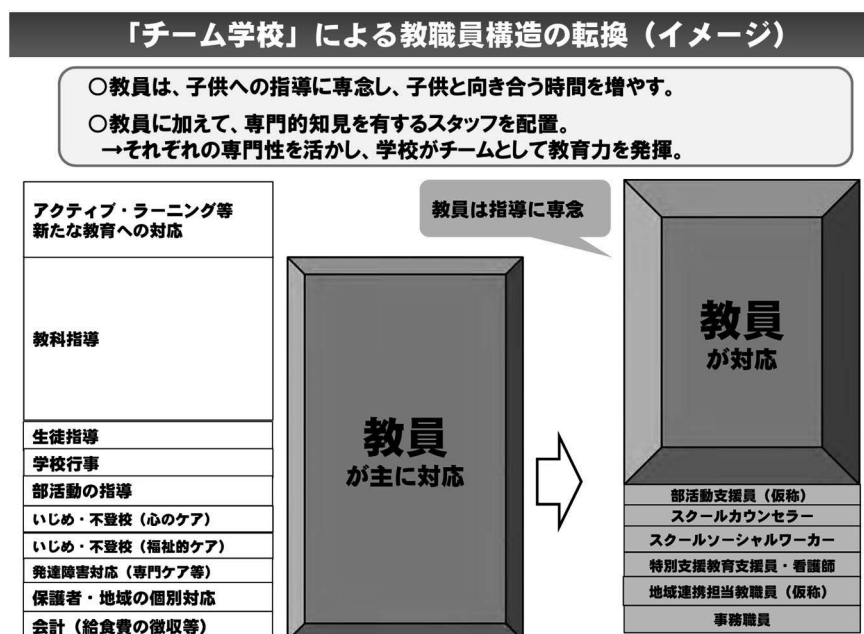
- (1) 以下は、福祉や地域資源による支援の例示であり、要支援者等の状況に応じてこサポ S S W やこサポ推進員が適切な支援に繋がられるようサポートしている。



（こども青少年局作成「大阪市こどもサポートネット事業説明会資料」より抜粋）

- (2) 上記のように、要支援者等に対して福祉や地域資源による支援を提供するまでの過程において、まず最初に要支援者等に対して教職員からのアウトリーチが必要となる。これは、教職員から対象となる世帯に対して、こサポの事業内容や、抱えている問題について少しでも改善できないかを相談するために、こサポ推進員の訪問を考えていることを伝え、了解を得ることから始まる。
- (3) 教職員がアウトリーチをしたとしても、当該世帯の状況によって了解を得るまでに相当時間を要すること場合がある。また、了解が得られたとしても、こサポ推進員が直ちに対応できない場合もある。さらに、具体的な支援の過程でこサポ S S W の適時に関わることができなければ、当事業の本来の目的が達成されない可能性もあり、教職員の負担感だけが残ることも考えられる。

- (4) 文部科学省は、平成27年7月に「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を策定したが、その過程において「チーム学校」による教職員構造の転換について議論しており、下図の「『チーム学校』による教職員構造の転換（イメージ）」のように、教員が本来業務である「指導」に専念できるよう、従来、教員が児童生徒に関わってきた様々な対応について、専門的知見を有するスタッフを配置することとした。これにより、学校がチームとして教育力を発揮できるようできることを目指したものである。



（文部科学省HP「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」資料から転載）

- (5) 各学校の体制は、「チーム学校」として、いじめや不登校、特別支援教育、貧困など子どもや家庭の多様な課題や、教員の多忙化への対応のために、これまで教員が中心となって担ってきた仕事を、専門スタッフや事務職員らと連携・分担して対応することとなっている。具体的には、教員のサポートのために、生活指導支援員、学力向上支援サポーター、スクールサポートスタッフなどの人的配置や、アクティブラーニング等の新たな教育への対応のために校務支援・学校教育のICT活用事業として毎年度一定程度の予算措置をしている。これに加え、スクールカウンセラー、こサポSSW及びこサポ推進員の配置、いじめ対策スクールソーシャルワーカーや区独自配置のスクールソーシャルワーカー、課題解決スクールソーシャルワーカー、など、児童・生徒及びその世帯の課題に対応するための人的配置を行っており、複雑化・多様化する児童・生徒を取り巻く環境変化に対応している。
- (6) こサポについては重点施策推進経費として予算化されている。その予算推移は以下のとおりである。

【大阪市子どもサポートネットの構築にかかる予算推移】

(単位：千円)

所属	事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育委員会事務局 教育活動支援担当	大阪市子どもサポートネット（スクール ソーシャルワーカーの配置）	38,326	46,353	292,533	294,870	280,831
子ども青少年局 企画課	大阪市子どもサポートネット（コーディネーター配置）	88,997	88,855	282,525	286,373	284,420
福祉局	大阪市子どもサポートネット（生活困窮者 自律支援事業）	25,970	26,211			
子ども青少年局 子ども相談センター	スクールカウンセラー事業	16,080	15,960	41,400	41,200	46,423
	合計	169,373	177,379	616,458	622,443	611,674

(各年度の「子どもの貧困対策関連事業（重点施策推進経費）」を加工)

上表に記載の「スクールカウンセラー事業」の予算額は子どもの貧困対策関連事業（重点施策推進経費）として積算されたものであり、スクリーニング会議Ⅱへの出席に係る費用である。

なお、重点施策推進経費については、予算と決算との比較分析は実施されていない。

- (7) こサポ事業を構成するそれぞれの事業について予算と決算数値との比較は以下のとおりである。当該事業が本格実施された令和2年度以降、それぞれの予算額は増加している。

- ・スクールソーシャルワーカーの配置（教育委員会事務局予算）

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	38,326	46,353	292,533	294,870	280,831
決算	31,574	32,141	183,076	211,418	221,562
不用額	6,752	14,212	109,457	83,452	59,269

- ・コーディネーターの配置（子ども青少年局、区CM予算）

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	88,998	88,855	282,525	286,373	284,420
決算	73,215	73,405	196,956	205,595	213,314
不用額	15,783	15,450	85,569	80,778	71,106

- ・スクールカウンセラーの配置（子ども青少年局、区CM予算）

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	221,891	226,307	262,035	280,765	361,035
決算	205,868	209,376	221,109	239,573	314,966
不用額	16,023	16,931	40,926	41,192	46,069

- (8) 令和4年度における教育ブロック単位のこサポに關与するスクールカウンセラー（SC）、こサポ推進員及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置の状況とそれぞれの役割は以下のとおりである。

(単位：人)

教育 ブロック	中学校 配置 SC	小学校 配置 SC	こサポ 推進員	こサポ SSW	区 SSW
1	26	27	14	7	1
2	34	33	18	8	3
3	35	31	19	10	2
4	39	39	19	8	0
合計	134	130	70	33	6

(注) SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー

・区 SSW の内訳は、以下のとおりである。

第 1 ブロック 港区 1 名

第 2 ブロック 北区 2 名、都島区 1 名、

第 3 ブロック 大正区 1 名、住吉区 1 名

・いじめ対策スクールソーシャルワーカーは、上表には含まれていない。令和 4 年度以降、教育委員会事務局総務部総務課に 2 名配置されており、いじめ事案の事実関係の整理や分析、連絡調整等を担っている。

●こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー（こサポ S S W）の業務内容

- 1 担当区域の小中学校でのスクⅡ会議（構成員：校長・教頭・担任・養護教諭・S C 等）への参画、各学校で各種支援が必要であると認められた児童・生徒について、アセスメント及びその支援方針を検討し、適切な支援機関を見立てる。
- 2 こサポ推進員との連携・スーパーバイズ。
- 3 こサポ推進員と連携し、支援が必要な児童・生徒及び保護者を区役所・保健福祉センター等の福祉関係部署につなぐ。
- 4 民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、支援が必要な児童・生徒及び保護者を地域における見守り等につなぐ。
- 5 担当区域における、保健福祉施策に関する情報を把握する。
- 6 こどもに関する地域資源（インフォーマルな資源を含む）を把握する。
- 7 担当区の学校の教育的支援に関する学校園への助言。
- 8 学校や区役所関係職員等に対し、学校と福祉の連携に関する研修を実施する。
- 9 教育委員会事務局及び区役所の職員（教育委員会事務局兼務担当）の指揮命令系統のもと、上記その他の業務を行う。

●こどもサポート推進員（こサポ推進員）の標準的な業務内容

- 1 担当中学校区内の学校等におけるスクⅡ会議のアセスメントに参画する。
- 2 区役所・保健福祉センターの関係部署及び区内関係機関と連携し、スクⅡ会議におけるアセスメント結果により適切な支援につなぐ。なお、家庭訪問（アウトリーチ）が必要な場合は、学校園等と連携した上で、保健福祉等の制度説明や必要な申請手続き等を支援する。

- 3 適切な支援につなぐため、区内及び担当中学校区内の学校等をはじめ、子育て支援に関する地域資源（インフォーマルな資源を含む）の状況を把握する。民生委員・児童委員、主任児童等と連携し、地域における見守りや支援につなぐ。
- 4 学校等や関係機関、地域団体、NPO等に対し、こどもの貧困対策の推進に関する研修を実施する。また、こどもの居場所などの地域資源の開発につなげる相談支援を行う。
- 5 その他、こどもサポートネット事業に関する業務（庶務業務を含む）に従事する。

（こども青少年局作成「大阪市こどもサポートネット事業説明会資料」より抜粋）

●スクールカウンセラー（SC）

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。なお、相談内容については、守秘義務が課せられると共に、ケースに応じて医療機関との連携を要することもある。

（「こサポの知恵袋（大阪市こどもサポートネットマニュアル&実務事例集）」より加工）

- (9) 令和4年度より「ヤングケアラー支援事業SSW」が各区に1、2名配置されている（合計32名）。また、「課題解決支援員（スクールソーシャルワーカー）」が各区2名ずつ（合計8名）配置されている。

ヤングケアラー支援事業については、令和3年度に実施した「大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査」において、以下のような分析結果となったことから導入されており、スクリーニング項目にも「家族の世話」と「家族の世話」を追加し、全教職員により実施されている。当該項目に該当する児童生徒は必ずスクリーニング会議Ⅱに上げることとなっている。

ケアを要する家族がいる、自分がその人のケアを担っていると回答した者をヤングケアラーとみなした場合、ヤングケアラーの存在割合は9.1%でありました。（ただし、負荷がそれほど大きくないヤングケアラーも多く含まれていると考えられます）また、学年別では、3年生において存在割合が最も低く（7.9%）、男子生徒よりも女子生徒（11.3%）に多く、家族形態では、ひとり親の家庭（10.9%）で存在割合が高い傾向がみられました。

（教育委員会事務局提供資料「こどもサポートネットにおけるヤングケアラーへの支援について」より抜粋）

また、同じく令和5年度より配置された課題解決支援員（SSW）は、大阪市立の小学校、中学校または義務教育学校を勤務地とする会計年度任用職員である。業務内容は、以下のとおりである。

業務内容

- ・ 不登校児童生徒及び欠席や遅刻しがちな児童生徒、生活指導上の課題を抱えた児童生徒への対応
- ・ 児童生徒の観察及び面談
- ・ スクリーニング会議に係る業務
- ・ 児童虐待防止に係る業務

- ・ 教育支援センターやフリースクール、関係機関等との連携
- ・ 生活指導上の課題を抱えた児童生徒と保護者への対応 等

勤務時間

1日6時間とし、別に勤務時間の途中に休憩時間を45分設ける

所定時間外勤務 無

休日勤務 有

(真にやむを得ない事情がある場合に限り、他の勤務日を休日に振り替える。)

課題解決支援員については、既に過去から配置されている生活指導支援員（いじめや暴力行為、不登校などの課題を抱える学校に、警察官経験者や児童生徒の指導経験者。令和5年4月1日以降、週2日2校勤務の配置形態で136校での事業実施）との関係を考慮しつつ配置されている。

- (10) 上記のいずれも会計年度任用職員であり、公募により採用される。会計年度任用職員とは、従来の臨時職員や嘱託職員と呼ばれる非常勤職員に代わって設置された非常勤の地方公務員であり、令和2年4月の地方公務員法の改正により導入されたものである。

こサポ推進員は、各区が募集・採用し、区のこサポ担当の指示により業務を行う。SCは、大阪府中央こども相談センター（こども青少年局）が募集・採用し、各学校へ派遣する。SSWは教育委員会事務局が募集・採用し、各区へ配置する。

- (11) SCについては、前述「No.8 スクールカウンセラーの活用」において、年間相談回数（実績）、相談可能回数及び相談充足率について掲載しているとおり、大阪市全体としては、相談可能回数を上回った実績となっている。SCはこどもやその保護者、教職員の相談への対応に加え、こサポのスクリーニング会議においても、要支援者等への支援の方向性を決定するにあたり、児童生徒の状況を踏まえた助言をしている。

また、SCはスクリーニング会議Ⅱへは原則出席することとなっているが、会議は学校管理職、こサポSSW、こサポ推進員、区の子育て支援室担当者など多数の職場・職種により構成されているため、日程調整が難しい場合もあり、SC不在のまま会議が開催されることもある。これについては、学校現場においても課題と捉えられている（教育委員会事務局による学校に対するアンケート調査結果による。）。

前述「No.8 スクールカウンセラーの活用」において、学校の管理職が解決・改善に向かったと認識している割合が令和4年度では低下している点、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、児童生徒への影響が甚大であり、より困難な事案が増加し、改善・解決に至るまで時間を要するということも関係していると推察されるが、SC配置について、こども青少年局としては、中学校は各校週1日以上となる配置、小学校は各校2週に1日以上となる配置が望ましいと考えており、各区・学校の現状と望ましい配置の考え方など検討を進めているところである。

- (12) SSWについては、前述「No.9 スクールソーシャルワーカーの活用」のとおり「チーム学校」としての役割を充実させることを目的として各区に70名配置されており、不登校児童生徒を減少させるべく、SSWによる相談・指導を推進している。加えて、顕在化している課題に対応すべく、令和5年度よりヤングケアラーへの対応（ヤングケアラー支援SSW合計32名、予算額170百万円）や学校の課題解決のためのSSW（課題解決支援SSW合計8名、予算額57百万円）を配置し、SSW間で連携しながら児童生徒への対応、教員との連携を図っている。また、こサポにおいては定期的に開催されるスクリーニング会議に参画し、様々な課題に対してのアセスメントを行う。

SSWの稼働実績（のべ相談・対応件数）は以下のとおりである。令和5年度はさらに増加することが見込まれる。

【こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー稼働実績】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
のべ相談・対応件数	8,136	10,345	10,851
1 ヶ月あたり件数	678	862	904
SSW 1 人あたり件数/月	20	26	27

(教育委員会事務局提供資料を加工)

- (13) SSWが年度途中で欠員となった場合は区としてはどのように対応されているかについて、質問したところ、欠員となった場合は、基本的に教育委員会事務局による採用補充を待つ形をとっているとの回答を得た。また、区独自に配置している区SSWがその欠員分を担うということはしておらず、区が採用時に想定している業務を引き続き担当するということであった。
- (14) コサポ推進員は、スクリーニング会議Ⅱへ参画し、支援の方向性について確認しながら、学校及び区と連携して、要支援者等への対応を行う。また、支援状況を学校や区に対して報告する役割を担うことから、特に区のコサポ担当者との連携は、適時適切に福祉的支援や地域資源による支援の提供を行う上で重要である。
- (15) 区から提出されたコサポの体制図には、区内の一部の学校を担当するコサポ推進員が「募集中」の状態になっているケースもみられた。一時的に十分な体制が確保できていない可能性がある点、区に確認したところ、推進員が欠員等で不在の場合、推進員による支援が必要な場合は、ほかの推進員が代替で対応するなどの措置をとっており、想定されている週 30 時間の稼働時間の範囲内で対応するとのことであった。
- 対応する事案の困難さ等により、想定されている稼働時間を超える可能性もある。
- (16) コサポに係る上記のメンバーは会計年度任用職員であり、非常勤の公務員である。採用された日から年度末までの間を雇用期間としており、雇用条件上、その後の雇用期間の更新は 2 回まで可能となっている（会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について（通知））。
- 関与する事案の複雑性を鑑みると、要支援者等への対応においては、一定の連続性が確保されることが望ましく、単年度のみ雇用や年度途中の退職などの場合、支援の提供にあたり、担当者間の引き継ぎや改めて要支援者等との関係構築などが必要となる。
- この点、教育委員会事務局が実施した学校に対するアンケート調査結果においても、担当者が交代することへの懸念が認められた。また、当該アンケート調査結果では、区によって対応が違ふとの記載もあり、これまでの進め方について精査する必要がある。
- (17) 会計年度任用職員については、それぞれの勤務形態に応じた配置が必要であり、適時適切な事業実施のためにスクリーニング会議や要支援者等に対するアプローチが迅速に行えるよう計画される必要がある。これについては、会議を一定日に開催するなどの工夫や、スクリーニング会議Ⅱの開催前に事案の確認による追加情報の入手など、アセスメントを正確に行うための事前準備を行うなど区の積極的な関与が望ましい場合もある。
- (18) コサポについては、令和 2 年度から全区にて実施することとなったことから、事業を進める上での課題を共有し、解決策を検討するための「こどもサポートネット実務者ワーキング」を設置し、令和 2 年度及び令和 3 年度に実施している。これには、区、教育委員会事務局及びこども青少年局の担当職員が参加している（なお、ワーキングについては、令和 3 年度末で終結している。）。
- 令和 4 年度については、「こどもサポートネット担当者意見交換会」を 2 回実施しており、主な議題は以下のとおりである。これには、区、教育委員会事務局及びこども青少年局の担当職員が参加している。

令和4年7月13日開催 第1回こどもサポートネット担当者意見交換会

1 各区からの課題・意見について

- ・運営に関する課題
- ・予算関係に関する課題
- ・組織に関する課題
- ・その他

2 各区意見交換

令和4年12月12日開催 第2回こどもサポートネット担当者意見交換会

1 各区からの課題・意見について

2 各区意見交換

- ・スクⅡ会議の持ち方について
- ・こどもサポート推進員について

3 その他

- ・月報について
- ・支援先となっている地域資源等について

(19) 教育委員会事務局では、毎年、指導部首席指導主事から各学校長あてに事務連絡として「大阪市こどもサポートネットに係るアンケートについて（依頼）」を通知している。これは、「本事業のより効果的な運用に向けて検証を行うため」との理由からアンケート調査を行なったものである。アンケートはエクセルデータで取りまとめており、アンケート内容の詳細は別紙3のとおりである。

(20) 教育委員会事務局に対し、当該アンケート調査結果についてどのように対応されているかについて質問したところ、担当指導主事が学校訪問等の際に、状況の聞き取りを行ったり、必要に応じて指導助言を行うためにのみ利用しているとのことであった。

当該アンケート内容は、各学校がこサポの実務の実際やこサポ運用上の課題と認識している点などが学校ごとに回答されており、こサポの効果的な運用にとって参考となる内容となっている。また、学校数400校を超え、それぞれの学校において校長のマネジメントのもと運営されている中、このようなアンケート調査を定期的に実施することは、学校の事務運営に対する牽制機能となる有用な取り組みである。

(21) 一方、当該アンケート結果における各学校共通の課題と考えられるものについては、速やかに対応すべきものであることから、指導主事による指導助言のためのみに活用するのみならず、全ての学校に対して課題を共有することが必要である。

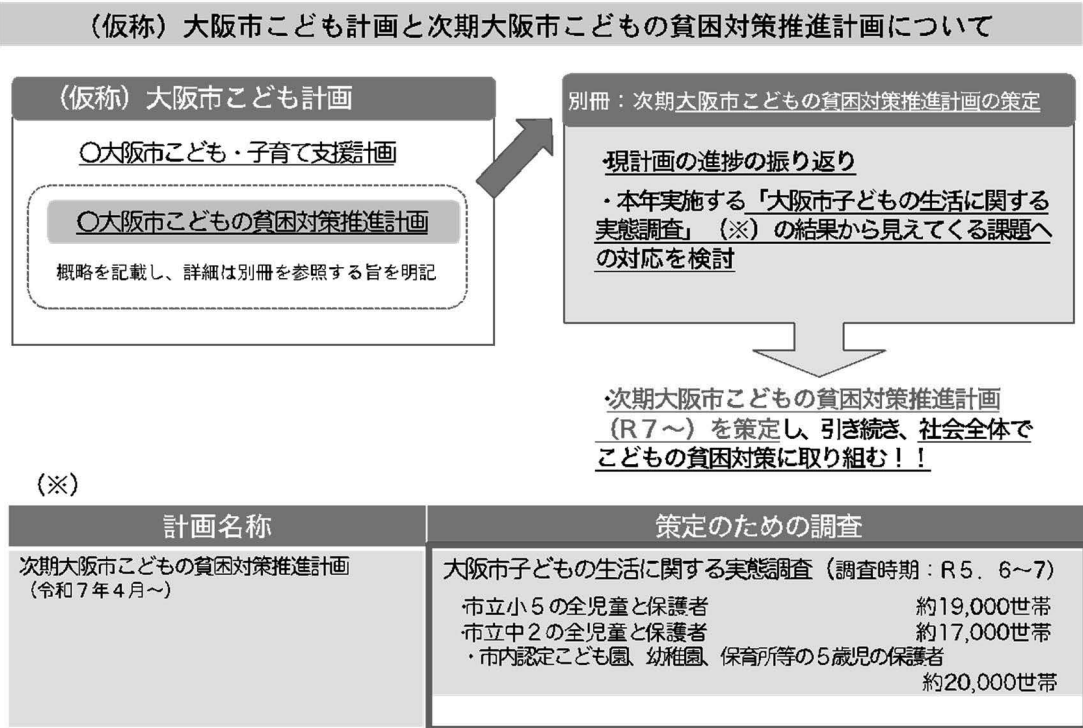
また、アンケート調査がこサポのより効果的な運用に向けて検証を行うために実施されていることから、こサポに関係する区、こども青少年局に対しても「こどもサポートネット担当者意見交換会」などを通じて、学校に対するアンケート調査結果を共有し、こサポ運用上の課題や留意すべき点などを検討することも必要な取り組みである。

さらに、「チーム学校」として、教育現場に参画する専門性の高いメンバーがさらにそれぞれの役割を発揮するために、教職員及びこサポに従事する会計年度任用職員との業務連携上の課題について検討することは、教職員の負担の軽減にも繋がるものと考えらる。

(22) 大阪市こどもサポートネット事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）には、当該事業の実施主体を「区役所」とし、区長（区担当教育次長）のマネジメントのもとで区役所と学校が協働し、関係行政機関、NPO・支援団体等の地域資源等と連携して事業を実施すること、また、学校園においては、要支援者等に係る個人情報の作成主体及び提供主体として、本件事業に係る保有個人情報の適切な管理に努めることと示されている。

こサポは令和2年度からの本格実施より令和4年度で3年が経過した。その間、新型コロナウイルス感染症により児童生徒を取り巻く環境も激変し、新たな課題が顕在化し

ている。また、教員が担う指導のあり方も変容し、学校現場は様々な専門性のあるメンバーが参画するに至っており、実施要綱の趣旨を達成するためにも次期大阪市こどもの貧困対策推進計画策定にあたり、こサポ運用上の課題を整理し、その対応を検討する時期ともいえる。



(令和5年9月1日開催「第15回こどもの貧困対策推進本部会資料より転載」)

(23) よって、教育委員会事務局は、毎年実施しているこサポに係るアンケート調査結果を区及びこども青少年局と共有し、こサポ運用上の課題への対応について検討されたい。

また、区及びこども青少年局は、実施要綱の趣旨を達成し、要支援者等の支援に資するという観点から、改めてこサポ運用の従事体制及び業務の現状について確認されたい。

2 2 No.33 こども支援ネットワーク事業

事業名	こども支援ネットワーク事業
事業概要	地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築する。
担当	こども青少年局
関連する計画指標	26, 27
事業目標指標	本市が把握しているこどもの居場所のうち、加入要件を満たしているこどもの居場所のネットワーク加入率

	H30	R1	R2	R3	R4
ネットワークへ参加する活動団体の数（68団体以上）	88 団体				
	達成				
本市が把握している活動団体のうち、加入要件を満たしている活動団体のネットワーク登録団体の加入率	61.0%	67.5% （目標） 80%以上	74.6% （目標） 85%以上		
		未達成	未達成		
本市が把握しているこどもの居場所のうち、加入要件を満たしているこどもの居場所のネットワーク加入率			74.6%	90.0% （目標） 85%以上	98.5% （目標） 85%以上
		未達成	未達成	達成	達成

【意見83】（PDCAの視点）

こども青少年局は、こども支援ネットワーク事業について、事業効果を適切に測定するための事業目標指標を設定されたい。

（理由）

- 1) 本事業は、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体（以下「活動団体」という。）や活動団体を支援する企業等（以下「支援企業」という。）、社会福祉施設等のネットワーク化を図る事業に対し、実施に要する経費の一部を補助することにより、活動団体の取り組みの活性化と地域でこどもを育む機運の醸成を図ることを目的として補助金を交付する事業である。

補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下のとおりである。

- ① 活動団体及び支援企業の情報について市民への発信
 - ② 活動団体及び支援企業相互の情報共有を図るための会議の開催（2 か月に 1 回程度）
 - ③ 活動団体の従事者や従事意向のある者を対象とする研修の企画及び開催（2 か月に 1 回程度。前号の会議と同時に開催することができる。）
 - ④ 支援企業から活動団体への提供物資等の仲介及び仲介に関する社会福祉施設との連携
 - ⑤ 活動団体でのボランティア活動の仲介
 - ⑥ 活動団体を開拓、支援するための相談・助言並びに機運醸成を図るためのイベントの企画及び開催（イベントについては年 1 回開催。他団体と共催により開催することができる。）
 - ⑦ 活動団体の取り組みの活性化を図るための調査・分析
 - ⑧ 活動団体の活動に参加する市民ボランティア等の不測の事故に対応するための保険への加入
- (2) 補助の対象となる経費及び補助率は、補助事業の実施に要する経費のうち、人件費、報償費、旅費、消耗費品、食糧費（②及び③の補助事業の実施に際し外部から招聘した講師に対する茶菓代に限る）、印刷製本代、役務費、委託料、使用料及び賃借料（補助事業の実施に際し必要となる事務所スペースの使用料は除く）の 2 分の 1 と、⑧の保険料である。

予算事業別調書によれば、令和 3 年度から令和 4 年度の事業費の推移は、以下のとおりである。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
補助事業の実施に要する経費の 1 / 2	6,500 千円	6,000 千円	6,000 千円
施設所有（管理）者賠償責任保険・傷害保険	2,985 千円	3,270 千円	4,180 千円
消耗品費（※）	7,028 千円	9,087 千円	10,433 千円
事業費計	16,513 千円	18,357 千円	20,613 千円

（※）消耗品費は、大阪市青少年活動振興基金（大阪市ふるさと寄附金（こどもの貧困対策推進））を活用し、こども支援ネットワークに加入しているこどもの居場所に物資等（米・衛生用品・弁当容器・コロナ対策備品等）を提供するものであり、蓄積基金繰入金を充当している。

- (3) 大阪市中で把握しているこどもの居場所数は、令和 1 年 9 月時点で 212 か所、令和 2 年 9 月時点で 270 か所、令和 3 年 9 月時点で 300 か所と年々増加し、子どもの支援ネットワーク加入数も、令和元年度末時点で 130 団体（143 か所）、令和 2 年 9 月時点で 155 団体（180 か所）、令和 3 年度末月末時点で 230 団体（270 か所）、令和 4 年 8 月末時点で 256 団体（305 か所）に達している。事業目標指標としているネットワーク加入率は、令和 4 年度には 98.5%に達しており、こども支援ネットワークへの加入を促進するという目標は、概ね達成されたと思われる。

今後は、ネットワーク加入率のみではなく、事業効果を適切に測定するための事業目標指標が求められる。

- (4) たとえば、令和 3 年 6 月に実施された「こどもの居場所活動状況に関するニーズ調査結果によれば、9 割以上の団体が、運営資金が「不足している」または「不安がある」と回答している。そのほかにも、運営で困っていることとして、3 割以上の団体が「ボランティアが集まらない」「特定のスタッフに役割が集中」「気になるこどもや家庭の

支援」といった点を挙げている。

また、立ち上げ支援として、「備品等購入にかかる財政支援」（78%）、「周知・広報の効力」（64%）、「住民や学校への説明の協力」（60%）、「会場確保にかかる協力」（48%）といった、多面的な支援が望まれている。

- (5) 大阪市は、令和4年度において、こどもの居場所を開設する活動団体に開設にかかる備品等の経費を補助する支援事業を4区（淀川区、鶴見区、東住吉区、西成区）においてモデル実施し、令和5年度、令和6年度には全区での実施が予定されている。

こども青少年局は、同事業と合わせて、引き続き、こども支援ネットワーク事業を実施するものと思われるが、単にネットワークの加入率のみを指標としても、それだけで事業効果を適切に測定しているとはいえない。こども青少年局は、活動団体や利用者のニーズ等をくみ取り、事業効果を適切に測定するための事業目標指標を設定されたい。

- (6) また、本事業は、大阪市こどもの貧困対策推進計画において、計画指標に大きく影響を及ぼす事業として重点事業に位置付けられているが、ネットワーク加入率が100%近くに達した状況において、今後も重点事業として位置付けておく必要があるのか、という点も検討が必要と思われる。計画指標との関係では、こどもの居場所開設支援事業を重点事業と位置付け、こどもの居場所の開設数を事業目標指標とすることも含め、検討が必要と思われる。

第4部 総括意見

第1章 教育委員会事務局の事務事業について

第1 教育ICTの契約

1 学校運営支援センターにおける契約の決裁について

大阪市の教育ICT関係の事業における契約事務を行っているという学校運営支援センター関係の契約書の監査を行ったところ、

- ・ 初歩的な契約事務の過誤（指摘1、2）
- ・ 見積書、特に「一式」のチェックの在り方（意見1）
- ・ 工数確認が行なわれていないこと（意見2）
- ・ 守秘義務の合意の欠缺（指摘2）

などの問題があった。

しかし、これらは、速やかに改善がなされるものと思われる。逆に、今後も大きな影響がある問題は、決裁の在り方である。

上記の問題は、いずれも決裁者が契約書及び関連して交わされる書面、契約相手、資料などをよく確認すれば、防止できたものである。

再委託の許可の決裁のように、文書上は、包括的な再委託を許可したものとししか理解できないものがあつた。

また、決裁の判断の理由、その根拠及び資料などがまったく記録されていないものが散見される。

このように決裁が軽視され、形骸化していることが懸念される。

このような事態の結果として、更新に際して、当初契約の額をそのまま踏襲しているが、当初契約の際の判断や資料について記録はなく、引継ぎもなされていないという事案があつた。

当初契約時の事情が分からない。当初、当該契約のために相手方どれほどの設備投資を必要とし、その償却に要する年月などを把握していれば、その償却費相当額は不要になる。また、そのほかに事情に変化が生じているか否かも分からないまま前例踏襲しているのである。決裁を実質化されることを強く求める。

2 判断資料が記録化・保管されていないことについて

億円単位の多額の契約について、契約書、決裁文書、見積書等が保管されているだけで、契約内容の適正さについての判断資料、そのような状態で契約締結に至った経緯などについて何の資料も残されていないというのは異様な事態である。

その背景には、書面化した場合の保管の負担、情報公開の対象となることに対する忌避感などから、資料の記録化を回避する傾向があることが推測され、教育委員会事務局のICT関連の契約にとどまらず、市行政全般にあるのではないかと懸念される。

判断資料が残されていない状態では、契約手続の適正さ、判断の合理性を検証することができず、行政の透明性を著しく損ない、説明責任を果たせない。

また、人間の判断は、限定された情報に基づく判断であるから、判断の合理性も、その当時、入手されていた情報に基づいて検証・評価されるものである。決裁当時入手できなかった情報によって、契約内容が客観的には適正さを欠いたのではないかという疑義が生じる事態があつても、決裁当時当該情報を入手し得なかったこと及びそのことに落ち度がないことを明らかにすることによって説明責任を果たすことができる。

ところが、決裁の判断資料が保存されていないと、決裁当時に参照し得た情報の範囲が不明であるために、限定された情報に基づく判断であつたことを明らかにすることができないこととなり、決裁者ひいては大阪市が不測の責任を負う事態に陥る可能性がある。

このような点に配慮して、適正な決裁資料の記録化、保管に留意されるべきである。

第2 学校、区、教育ブロック及び地域

1 現状

大阪市は、各区の区長が教育次長を兼務して、教育委員会事務局としての権限をもって学校及び地域と連携して地域の実情に即した施策を採る体制が採られている。全市の区を4つに分けて教育ブロックを組織し、担当部長を配置するなどして各ブロックの実情に対応した施策をとることができる体制をとっている。

これは、大阪市において、地域の実情が多様であることに対応して、地域に近いところで対策を執ることができるようにすることが目的と理解される。

その上で、こどもの貧困対策推進計画及びそのほかの計画、施策によって、こども青少年局、教育委員会事務局がそれぞれに所管する様々な事業に基づき、各事業の趣旨・目的に沿って独自の施策を可能とする予算が学校、区及び教育ブロックに配分されている。

包括外部監査人が見分したところでは、支援に携わる職員らは、それぞれの趣旨目的・役割に沿いつつ、協働して活動を展開し、各事業・施策の達成に尽力されており、成果を上げておられる。

2 予算の未消化

各学校、各区に配分された予算について、未消化が見られることについて意見を述べた（意見22）。

各学校、各区、各教育ブロックには、独自に対応されるべき様々な課題があることはいうまでもないところ、地域の実情に即した施策・対策をするための予算が消化しきれないというのは、当該地域の市民の目線からみた場合、極めて残念な事態である。

このような予算の未消化が生じる原因は単純ではないことを理解するが、その上でなお、未消化の理由を調査し、未消化をなくす対応策を講じるべきである。

その1つとして、教育委員会事務局等では、これらの各学校、各区、教育ブロックに配分した予算について、事業・施策の目的に対応した使途を求めている。あまり厳しく制限してはいないということである。しかし、それでも、特定の事業目的に基づいて配分された予算であるから、目的によって使途が限定されて、企画・立案を難しくしている可能性を懸念する。

このような予算の在り方については、監査の本来の在り方からは、目的外の使用について意見を述べるべきところであるが、配分された予算を地域の実情に即して適切に使用することを促す趣旨において、事業自体の方を整理するべきであるとの意見を述べた（意見18及び23）。事業を整理し、予算を使いやすくし、その上で、実際に使用された目的において効果を挙げたのかを客観的に検証するべきである。

また、1つには、意見22で述べたように、各学校、各区において独自の施策等を企画する力の不足が考えられる。これについては、当該地域の実情、課題を最もよく知る者は当該地元の住民、支援団体、ボランティア組織等からアイデア、企画等提案を積極的に求めることを検討されたい。

第3 配置人員の役割分担

上記のように、職種、資格、役割が異なった人材が配置されており、現状では、混乱の指摘や不満の声などは多くないようである。しかし、ソーシャルワーカーだけでも5種あって、それぞれ役割が異なるというのは、混乱が生じても不思議ではない状態であって、現場における役割分担等に混乱をもたらし、協働を妨げることが懸念される。また、現時点では、現実にもそのような声が多くはないようであるが存在する。

後述のとおり、学校現場の業務負担を減らす努力をする一方で、教育ICT化に伴う負担、課題を持ったこどもの支援など負担が増えている現実もあり、教育現場及び地域